

空とみどりが人をつないでいくまち

# 中標津

～ 住みたいまち 住み続けたいまち ～

## 前期基本計画

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度



## 第7期中標津町総合計画

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度



空とみどりが人をつないでいくまち

# 中標津

～ 住みたいまち 住み続けたいまち ～

## 前期基本計画

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

## 第7期中標津町総合計画

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度



# 【目 次】

## 第Ⅲ編 前期基本計画

### 序 章 将来像とまちづくりの目標

|                  |   |
|------------------|---|
| 1 まちの将来像 .....   | 2 |
| 2 まちづくりの目標 ..... | 3 |

### 第1章 つながりが未来を築くまちづくり〔行財政分野〕

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 協働のまちづくりの推進 .....       | 10 |
| 2 国際化、地域間交流の促進 .....      | 12 |
| 3 北方領土対策の推進 .....         | 14 |
| 4 人権の尊重と男女共同参画社会の形成 ..... | 16 |
| 5 安定した行政経営の推進 .....       | 18 |
| 6 情報化の推進 .....            | 20 |

### 第2章 安心と生きがいを感じるまちづくり〔健康・福祉・子育て分野〕

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 子育て支援の充実 .....  | 24 |
| 2 高齢者福祉の充実 .....  | 26 |
| 3 障がい者福祉の充実 ..... | 28 |
| 4 地域福祉の充実 .....   | 30 |
| 5 健康づくりの推進 .....  | 32 |
| 6 地域医療の充実 .....   | 34 |
| 7 社会保障の充実 .....   | 36 |

### 第3章 産業の力みなぎるまちづくり〔経済・産業分野〕

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 農業の振興 .....    | 40 |
| 2 林業の振興 .....    | 42 |
| 3 商工業の振興 .....   | 44 |
| 4 観光の振興 .....    | 46 |
| 5 6次産業化の推進 ..... | 48 |
| 6 雇用対策の推進 .....  | 50 |

## 第4章 住みやすいまちづくり [都市基盤・生活環境分野]

|   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 計画的な土地利用の推進 | 54 |
| 2 | 景観形成の推進     | 56 |
| 3 | 道路・交通網の充実   | 58 |
| 4 | 住環境の充実      | 60 |
| 5 | 消防・防災・減災の充実 | 62 |
| 6 | 安全な生活環境の確保  | 64 |
| 7 | 環境保全の推進     | 66 |
| 8 | 衛生環境の充実     | 68 |
| 9 | 上・下水道の充実    | 70 |

## 第5章 郷土愛あふれるまちづくり [教育・文化分野]

|   |         |    |
|---|---------|----|
| 1 | 学校教育の充実 | 74 |
| 2 | 生涯学習の推進 | 76 |
| 3 | スポーツの振興 | 78 |
| 4 | 地域文化の振興 | 80 |

## 資料編

|   |                        |    |
|---|------------------------|----|
| 1 | 第7期中標津町総合計画策定推進体制図     | 84 |
| 2 | 庁内組織の構成                | 85 |
| 3 | (仮称) 第7期中標津町総合計画等特別委員会 | 85 |
| 4 | 中標津町総合発展計画審議会          | 86 |
| 5 | 中標津町まちづくり町民会議          | 87 |
| 6 | 第7期中標津町総合計画策定に関する諮問    | 88 |
| 7 | 第7期中標津町総合計画策定に関する答申    | 89 |
| 8 | 第7期中標津町総合計画策定経過        | 91 |
| 9 | 用語説明                   | 94 |

# 前期基本計画 序章

---

## 将来像とまちづくりの目標

- 1 まちの将来像
- 2 まちづくりの目標

# 序 章 将来像とまちづくりの目標

## 1 まちの将来像

### 【将来像】

**空とみどり**が**人をつないでいく**まち **中標津**

～ 住みたいまち 住み続けたいまち ～

道東の空の玄関口である中標津空港を有する広域的な拠点性をはじめ、酪農を中心とした第1次産業、豊かな自然環境、これらを活かしながら「町民」「団体」「企業」「行政」がつながることにより、町の活気や支え合い、新たな価値の創造などにつなげ「住みたいまち、住み続けたいまち」に向かっていくことを目指します。

住む人が「つながる」まち

その人と「つながる」まち

つながる

しごとが「つながる」まち

まわりの自治体と「つながる」まち

住みたいまち 住み続けたいまち

## 2 まちづくりの目標

### (1) 基本目標

まちづくりの基本理念と将来像に基づき、新たなまちづくりの基本目標（5つの分野）を次のとおり定めます。

#### 基本目標1 つながりが未来を築くまちづくり

町民と行政の対話による協働を推進し、互いのつながりを強めることにより、多様化・専門性が進む課題に対応するまちづくりを進めます。

また、多くの人々の関わり・交流することを推進するとともに、行政ニーズに適切に対応できる安定した行政運営に努めます。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| (1) 協働のまちづくりの推進  | (4) 人権の尊重と男女共同参画社会の形成 |
| (2) 国際化、地域間交流の促進 | (5) 安定した行政経営の推進       |
| (3) 北方領土対策の推進    | (6) 情報化の推進            |

#### 基本目標2 安心と生きがいを感じるまちづくり

誰もが地域に参加し、互いに支え合い、助け合うことを推進し、全ての町民が地域で安心して生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、すべての町民が健康で安心して暮らせるよう、保健・地域医療体制の整ったまちづくりを進めます。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 子育て支援の充実  | (5) 健康づくりの推進 |
| (2) 高齢者福祉の充実  | (6) 地域医療の充実  |
| (3) 障がい者福祉の充実 | (7) 社会保障の充実  |
| (4) 地域福祉の充実   |              |

#### 基本目標3 産業の力みなぎるまちづくり

基幹産業である農業の生産基盤の維持・強化と、森林資源の保全・活用、酪農景観を守り活かす取り組みを推進します。

また、6次産業化<sup>※1</sup>の推進や、商工業の維持拡大と企業誘致、広域観光施策を展開するとともに、雇用の場の確保や働き手不足の解消に取り組み、産業の活性化を図ります。

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 農業の振興  | (4) 観光の振興    |
| (2) 林業の振興  | (5) 6次産業化の推進 |
| (3) 商工業の振興 | (6) 雇用対策の推進  |

※1 6次産業化

農林業者（1次産業）が、農産物などの生産物の価値を上げるため、農畜産物・林産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって1次産業を活性化させること。

# 序 章 将来像とまちづくりの目標

## 基本目標 4 住みやすいまちづくり

住みやすく、利便性の高いコンパクトなまちを目指すとともに、豊かな自然や景観を守り、誰もが住みたいと思えるまちづくりを進めます。

また、自助・共助・公助の連携による災害に強いまちづくりを進めます。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 計画的な土地利用の推進 | (6) 安全な生活環境の確保 |
| (2) 景観形成の推進     | (7) 環境保全の推進    |
| (3) 道路・交通網の充実   | (8) 衛生環境の充実    |
| (4) 住環境の充実      | (9) 上・下水道の充実   |
| (5) 消防・防災・減災の充実 |                |

## 基本目標 5 郷土愛あふれるまちづくり

誰もが郷土に愛着を持ち、残りたい・帰ってきたいと思えるまちづくりを進め、地域とのつながりを深めた学校教育の充実や、スポーツ・文化芸術活動の普及・交流、文化財の保存・活用を図ります。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| (1) 学校教育の充実 | (3) スポーツの振興 |
| (2) 生涯学習の推進 | (4) 地域文化の振興 |

## (2) 横断的な目標「つながる」

基本目標の各分野すべてに共通して取り組むべき目標として、横断的な目標（4目標）を設定します。横断的な目標は、まちづくりの4つの基本理念を具体的な目標として体系づけたものです。

### 横断的目標1 町民・団体・企業・行政の協働

町民・団体・企業・行政など、あらゆる主体が対話・連携し、互いに補い合う協働のまちづくりを進めます。

### 横断的目標2 関係人口・交流人口の拡大

より多くの人が集まり、関わり、交流する賑わいのあるまちづくりを進めます。

### 横断的目標3 横断的連携の強化

あらゆる主体や行政組織がそれぞれの分野・固定概念に縛られず、垣根を超えた効果的・効率的な連携により町の活性化につながるまちづくりを進めます。

### 横断的目標4 広域連携の強化

本町の枠を超えて、近隣自治体の各主体や行政組織とのあらゆる広域連携を強化し、広域的な活性化や、町単独では対応できない課題へ対応するまちづくりを進めます。

# 序 章 将来像とまちづくりの目標

【施策体系図】

空とみどりが人をつないでいく  
～ 住みたいまち 住み続け

基本目標 1  
つながりが  
未来を築くまちづくり

- (1) 協働のまちづくりの推進
- (2) 国際化、地域間交流の促進
- (3) 北方領土対策の推進
- (4) 人権の尊重と男女共同参画社会の形成
- (5) 安定した行政経営の推進
- (6) 情報化の推進

基本目標 2  
安心と生きがいを  
感じるまちづくり

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい者福祉の充実
- (4) 地域福祉の充実
- (5) 健康づくりの推進
- (6) 地域医療の充実
- (7) 社会保障の充実

基本目標 3  
産業の力みなぎる  
まちづくり

- (1) 農業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光の振興
- (5) 6次産業化の推進
- (6) 雇用対策の推進

つながる

横断的目標 1 町民・団体・企業・行政の協働

横断的目標 2 関係人口・交流人口の拡大

横断的目標 3 横断的連携の強化

横断的目標 4 広域連携の強化

## まち 中標津

たいまち ～

### 基本目標 4

住みやすい  
まちづくり

- (1) 計画的な土地利用の推進
- (2) 景観形成の推進
- (3) 道路・交通網の充実
- (4) 住環境の充実
- (5) 消防・防災・減災の充実
- (6) 安全な生活環境の確保
- (7) 環境保全の推進
- (8) 衛生環境の充実
- (9) 上・下水道の充実

### 基本目標 5

郷土愛あふれる  
まちづくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の推進
- (3) スポーツの振興
- (4) 地域文化の振興

まちの将来像「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津」～住みたいまち 住み続けたいまち～に向かって、5つの基本目標とそれに紐づく32の施策項目に取り組んでいくとともに、その全てに共通する目標として、4つの横断的な目標「つながる」を設定。

第7期中標津町総合計画は、この2つの軸の目標を掛け合わせることで、まちづくりを推進していきます。



# 前期基本計画 第1章

---

## つながりが未来を築くまちづくり [行財政分野]

- 1 協働のまちづくりの推進
- 2 国際化、地域間交流の促進
- 3 北方領土対策の推進
- 4 人権の尊重と男女共同参画社会の形成
- 5 安定した行政経営の推進
- 6 情報化の推進

# 第1章 つながりが未来を築くまちづくり

## 1 協働のまちづくりの推進

【関連する SDGs】



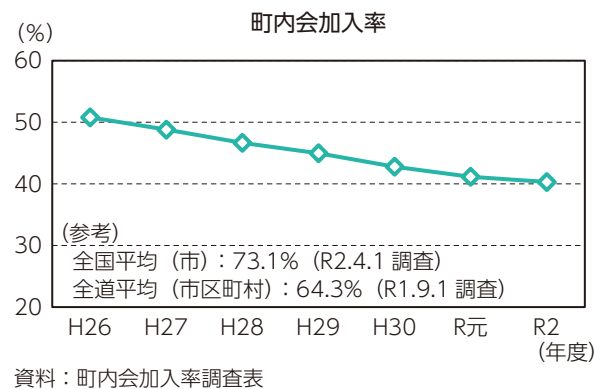
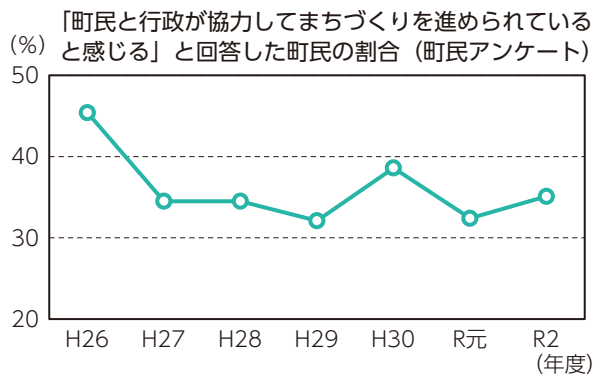
### 現状と課題

国全体において少子高齢化や人口減少が急速に進む中、本町が活力を維持していくためには、町民や団体・企業と行政が互いに支え合う協働の取り組みが、幅広い分野において、今後ますます必要となります。本町では、平成24年に町民主体の自治実現の最高規範として、中標津町自治基本条例を制定し、町民と行政との協働のまちづくりを推進してきました。

しかし、現状「町民と行政が協力したまちづくりを進めている」と感じる町民は3割程度であり、より多くの町民に条例を理解いただくとともに、町民のまちづくり活動への参画を推進し、協働に向けた取り組みを強化していく必要があります。

また、協働のまちづくりを進めるためには、地域コミュニティ組織など、連携の地盤となる日ごろからの繋がりが重要となります。その中でも町内会は、地域の総意を代表する組織として、また、地域コミュニティ組織として、町民主体の自治の実現に向けて重要な組織ですが、近年、加入率が4割程度となるなど、加入者の減少による機能低下が大きな課題となっています。今後は、町内会の加入促進を含めた地域コミュニティ活性化や、行政と、町民・団体・企業、町外在住の方を含めた連携の体制づくりを進め、幅広い繋がりを築いていく必要があります。

さらに、町民の視点に立った行政側の情報発信と、情報を受け取る側の町民や団体・企業などが自ら取得する意識を持つなど、自治基本条例の基本原則である町民と行政の「情報共有」の強化が必要となっています。



### 目指す姿

自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」が浸透し、町民や団体・企業と行政が互いに協力し支え合う、町民主体のまちづくりを目指します。

### 成果指標

| 指標名                                | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|------------------------------------|----|----------------|-----------------|----------------|
| 町の情報について、知りたい情報が得られていると感じる町民の割合    | %  | 56.8           | 60.0            | 70.0           |
| 町民と行政が協力してまちづくりを進められていると感じている町民の割合 | %  | 35.1           | 40.0            | 50.0           |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 中標津町自治基本条例の推進

- ①町民が主体の自治を実現することを基本理念とする「中標津町自治基本条例」を推進し、住民の自治意識を高めます。
- ②条例の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」の実施状況を把握し進行管理を行い、必要に応じ見直しを行います。

### (2) 町民のまちづくりへの参画の推進

- ①町民のまちづくりの参画推進のため、対話による協働のまちづくりの推進や、パブリックコメント※<sup>2</sup>の活用などを推進します。

### (3) 人材・団体の育成と連携の推進

- ①各分野における人材の育成や町民の新たな取り組みなど、自主的な活動を支援します。
- ②町民活動団体へ情報提供を行うなどの活動支援を推進します。
- ③町内外の人や団体・企業・自治体間の連携についての体制づくりを進めます。

### (4) わかりやすい情報発信の推進

- ①個人情報保護に留意した情報公開制度の適切な運用に努めるとともに、受け取る側の視点に立った、わかりやすい情報発信に努めます。
- ②多様なメディアを活用した効果的な情報発信に努めます。
- ③情報を受け取る側の町民や団体・企業等が自ら取得する意識の醸成を図ります。

### (5) 自治・コミュニティ活動の推進

- ①町内会への加入促進を図るなど、地域の総意を代表する組織としての強化を図ります。
- ②人々の交流を通して地域コミュニティを育成します。
- ③町民自ら取り組むまちづくり活動を支援し、ともに支え合い助け合う地域コミュニティの活性化を図ります。

## みんなの行動目標

- 町の広報紙など町政に関する情報を自ら取得することを心がけましょう。
- パブリックコメント制度、町民アンケート、まちづくりを考える懇談会などを通して、まちづくりに関わりましょう。
- 公募される審議会や委員会に積極的に参加しましょう。
- 社会貢献活動に積極的に参加しましょう。
- 住んでいる地域に関心を持ちましょう。
- 町内会や町民活動団体などの活動に積極的に参加しましょう。
- 町内会への積極的な加入・加入促進に努めましょう。
- 地域でのコミュニティ施設（町内会館・児童館など）を積極的に利用しましょう。

#### ※2 パブリックコメント

公的な機関が計画などを策定する際に、事前に町民に広く意見などを求める手続き。町民意見募集制度。

# 第1章 つながりが未来を築くまちづくり

## 2 国際化、地域間交流の促進

〔関連するSDGs〕



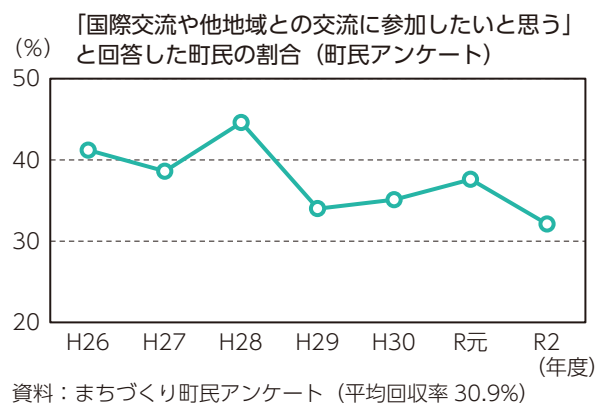
### 現状と課題

国全体において在留外国人が増加の一途をたどる中、本町においても、農業における外国人技能実習生をはじめ、日本語学校開校による外国人留学生の受け入れなどにより、今後ますます国際化や多文化共生<sup>※3</sup>に向けた町民の意識醸成の必要性が高まっています。同時に、本町に訪れる外国人が慣れない土地で安心・安全に生活・滞在するための支援も必要です。

また、人口減少社会における地域活性化のためには、定住人口の確保だけではなく、町外の人を呼び込み、関わり、交流する（関係人口<sup>※4</sup>・交流人口の創出）ことや、様々な分野における他地域との交流が必要です。

本町では、これまで「お試し暮らし」をはじめ、実移住を目的とした移住施策を展開してきましたが、今後は、関係人口・交流人口拡大も含めた、幅広い事業展開が求められています。

あわせて、友好都市や東京・札幌のふるさと会、連携協定を結ぶ大学等との交流推進をはじめ、あらゆる分野での相互交流・民間の地域間交流の促進が必要となっています。



### 目指す姿

国籍を問わず、すべての町民が互いの文化や価値観を認め合う多文化共生の考えを持つとともに、多くの人に関わり、訪れ、交流するまちを目指します。

### 成果指標

| 指標名                        | 単位 | 基準値<br>(R2 年度)         | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|----------------------------|----|------------------------|-----------------|----------------|
| 国際交流、地域間交流が行われていると感じる町民の割合 | %  | —<br>※アンケートで<br>新規設問設定 | 15.0            | 20.0           |
| 移住促進事業による移住世帯（累計）          | 世帯 | 12                     | 14              | 16             |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 国際交流、多文化共生社会の実現

- ①国際化に向けた環境整備を推進します。
- ②多文化共生社会の実現に向けた外国人住民の支援や交流活動等を推進します。

### (2) 関係人口・交流人口の拡大

- ①町外に居住する町出身者との交流を深めます。
- ②地域資源を有効活用し、移住を視野に入れた関係人口・交流人口の創出に努めます。
- ③様々な分野を通じた地域間交流により、地域活性化を推進します。

### みんなの行動目標

- 国際交流や地域間交流に積極的に参加しましょう。

#### ※3 多文化共生

国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

#### ※4 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。

# 第1章 つながりが未来を築くまちづくり

## 3 北方領土対策の推進

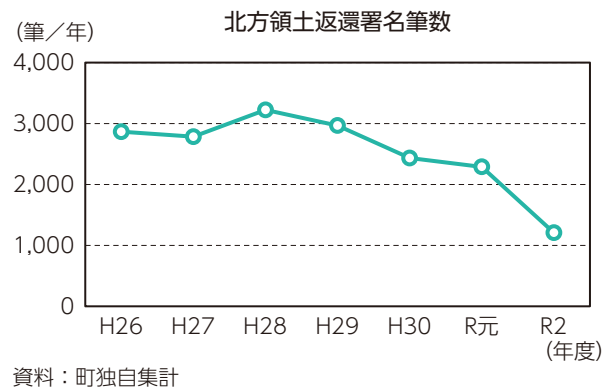
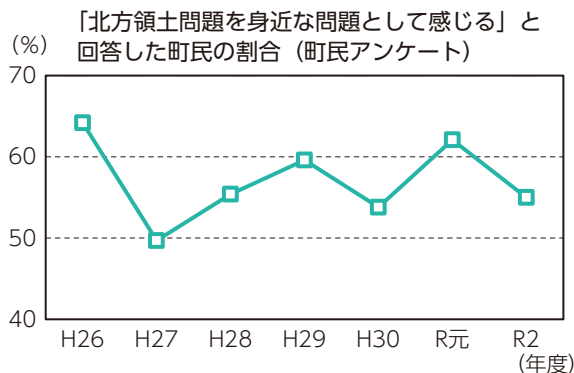
〔関連する SDGs〕



### 現状と課題

北方領土返還要求運動は、戦後 75 年以上にわたり続いています。いまだ解決していない状況であり、返還要求運動の中心を担ってきた元島民は高齢となっていることから、一日も早い北方領土問題の解決が求められています。また、近年では共同経済活動など、平和条約締結に向けた国主導の外交交渉が進められているため、その動きを注視した隣接地域の後押しが求められています。

これまで、本町では、国、道、関係団体との連携のもと、北方四島ビザなし交流事業の推進、根室内 1 市 4 町で組織する「北方領土隣接地域振興対策根室内市町連絡協議会」での啓発活動、返還要求署名活動などを行ってきました。今後も北方領土に隣接した市町が一体となり、返還運動への意識喚起、後継者の育成、交流事業及び医療支援など、早期返還に向けた取り組みの継続が必要となっています。



### 目指す姿

国や北海道、関係団体及び北方領土隣接地域が連携し啓発と意識の喚起に努め、北方四島との交流事業などの取り組みを推進し、早期返還を目指します。

### 成果指標

| 指標名                       | 単位  | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|---------------------------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| 北方領土問題を身近な問題として感じている町民の割合 | %   | 55.0           | 60.0            | 70.0           |
| 北方領土返還署名筆数                | 筆/年 | 1,208          | 2,500           | 3,000          |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 北方領土対策の推進

- ①返還に向けての喚起運動を継続的に推進し、返還運動の後継者育成、返還運動団体などへの支援を図ります。
- ②北方領土問題の学習機会の充実を図り、住民意識の高揚を推進します。
- ③北方四島交流事業<sup>※5</sup>及び医療支援など、北方四島との交流を推進します。

### みんなの行動目標

- 北方領土問題への関心を持ちましょう。
- 交流事業などへの応援・参加をしましょう。



#### ※5 北方四島交流事業

領土問題の解決までの間、相互理解の促進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的に、日本国民と北方四島に居住するロシア人との相互交流を行う事業（ビザなし交流など）。

# 第1章 つながりが未来を築くまちづくり

## 4 人権の尊重と男女共同参画社会の形成

〔関連するSDGs〕



### 現状と課題

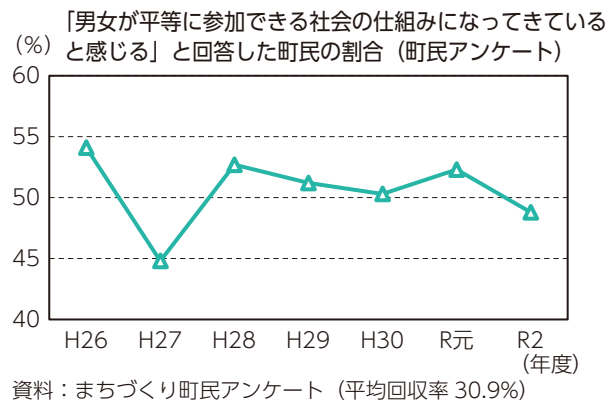
人権とは、人間の尊厳に基づいて誰もが持っている基本的な権利であり、社会において幸福な生活を営むためのものです。

近年は、世界的に様々な偏見や差別、インターネットを悪用した人権侵害など、人権問題が複雑化しており、人権意識を育むための教育・啓発活動が求められています。

また、性別による固定的な役割分担意識などを改め、男女が対等な立場で、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画し、互いの個性と能力を十分に発揮できる社会に向けた環境づくりが必要です。

本町では、これまで人権啓発や、人権の花運動、人権相談などを実施し、一人ひとりの人権意識を高め人権への理解を深めてもらう活動を行ってきました。また、男女共同参画の理解が、町民・団体・企業に浸透するよう情報提供を図っていますが、「男女が平等に社会に参加できる社会の仕組みになってきている」と感じる町民は半数程度となっています。

今後は、これらの取り組みを継続することに加えて、女性の社会参加を、より一層推進していく必要があります。



### 目指す姿

人権の尊重と男女共同参画が浸透するとともに、ジェンダー<sup>※6</sup>の平等が図られ、誰もが幸福な生活を営むことができる社会を目指します。

### 成果指標

| 指標名                                             | 単位 | 基準値<br>(R2 年度)         | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|-------------------------------------------------|----|------------------------|-----------------|----------------|
| 男女が対等な立場で、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画できると感じる町民の割合 | %  | —<br>※アンケートで<br>新規設問設定 | 40.0            | 50.0           |

※6 ジェンダー

社会的・文化的につくられる性別のこと。男女の社会的・文化的役割の違いや男女間の関係性を示す。

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 人権教育、人権啓発の推進

- ①心の問題としてあらゆる差別解消に向け、人権教育、人権啓発を推進します。

### (2) 男女共同参画の推進

- ①男女共同参画の推進に向けた啓発活動や情報提供を行います。
- ②女性の社会参加の促進に向けた仕組みづくり、体制づくりに取り組むとともに、意識の高揚に向けた啓発活動に取り組みます。

### みんなの行動目標

- 差別やいじめ、虐待などの人権侵害をしない、させない社会づくりを進めましょう。
- 雇用や待遇による差別を撤廃しましょう。
- 性別に関係なく、家事、子育て、介護などを協力して行いましょう。
- 誰もが能力を発揮できる職場環境をつくりましょう。
- 仕事と家庭の両立支援のための環境づくりを行いましょう。

# 第1章 つながりが未来を築くまちづくり

## 5 安定した行政経営の推進

【関連するSDGs】



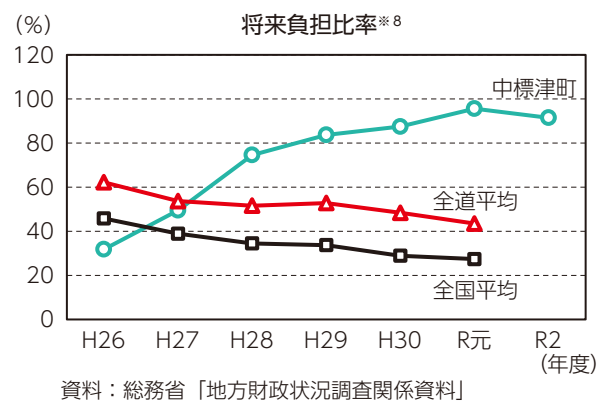
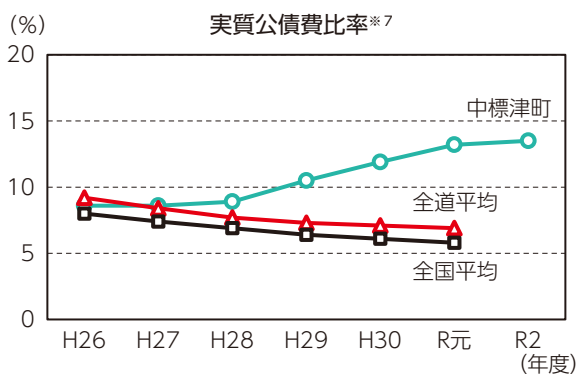
### 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行や、多様化する行政ニーズ、町の発展とともに整備を進めてきた各種公共施設等の老朽化など、本町が行政経営を進める上で抱える課題は、ますます厳しくなっています。

本町では、これまで「中標津町行政改革大綱」を定め、歳出改革及び歳入確保や、財政基盤の確立、事務事業及び組織機構の見直しに取り組んできましたが、これらの情勢の中で安定した行政経営を維持していくためには、より効果的・効率的な施策の検討・実施や、限られた職員により行政サービスを維持するための工夫、健全な財政運営に向けた歳出抑制と歳入確保など、さらなる行政改革を進めていく必要があります。

特に、人口構造の変化に伴う諸課題は、単独自治体だけで対応することが困難になりつつあり、近隣の地方公共団体がそれぞれの有する強みを活かした、相互補完と役割分担による広域連携の取り組みが重要となってきています。

今後は、効率的・効果的な行政改革を進めるとともに、官民を含め、近隣自治体との交流や連携を進め、広域的な地域活性化を図る必要があります。



### 目指す姿

社会情勢の変化や多様化・複雑化する行政ニーズを的確に捉え、時勢に即した効率的・効果的な行政改革により、持続可能な行政運営の確立を目指します。

### 成果指標

| 指標名     | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|---------|----|----------------|-----------------|----------------|
| 実質公債費比率 | %  | 13.5           | 16.1            | 12.0           |
| 将来負担比率  | %  | 91.5           | 61.6            | 31.2           |

## つな がる

町民・団体・企業・  
行政の協働

1

関係人口・交流  
人口の拡大

2

横断的連携の  
強化

3

広域連携の強化

4

## 主要施策

## (1) 効率的・効果的な行政経営（行財政改革の推進）

- ①効率的・効果的な行政経営を推進するため、中長期的な行政経営の方向性を示すとともにわかりやすい財政状況の公表に努めます。また、組織機構の見直しを含めた行財政改革を推進します。
- ②適正な税の賦課や受益者負担の公平性の観点から、町税の未納額の圧縮や使用料等の適正化を図るとともに、ふるさと納税などの自主財源の確保を図ります。
- ③施策や事務事業の効果的な改善に向け、職員による内部評価と、町民目線による客観的な外部評価を行います。
- ④多様化する行政ニーズに対応するため庁舎内の横断的な連携を図るとともに、職員の能力向上に努めます。
- ⑤地方分権の確立に向け、有効な権限や町民サービス向上につながる権限について、移譲の推進を図ります。
- ⑥各種システム導入や先端技術などの活用により行政事務の効率化を図ります。
- ⑦公共施設の長期的視点に立った老朽化対策、集約・複合化、除却などの適正化に努めます。

## (2) 自治体間の広域連携強化

- ①周辺市町村との連携・協力ができる分野を検討し、連携体制の強化を図ります。

## みんなの行動目標

- 町の財政への関心を持ちましょう。
- 納税者の義務を果たしましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名            | 計画期間                     |
|----------------|--------------------------|
| 第8次中標津町行財政改革大綱 | 令和3（2021）年度～令和7（2025）年度  |
| 公共施設等総合管理計画    | 平成28（2016）年度～令和8（2026）年度 |



## ※7 実質公債費比率

町の借入金の返済額がどのくらいあるのかを示す指標。

## ※8 将来負担比率

町が将来どのくらいの負担をする必要があるかを示す指標。

# 第1章 つながりが未来を築くまちづくり

## 6 情報化の推進

〔関連する SDGs〕

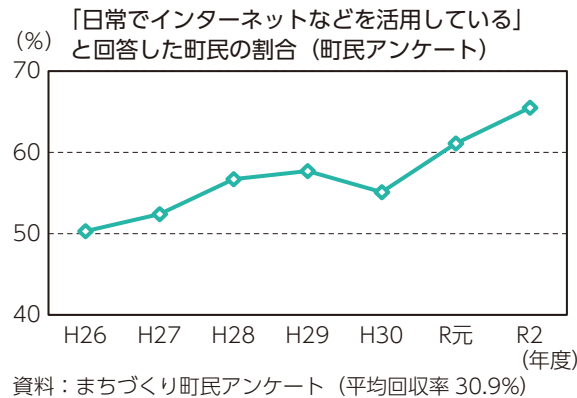


### 現状と課題

国が提唱するサイバー空間と現実社会が高度に融合した超スマート社会（Society5.0）<sup>※9</sup>や DX（デジタルトランスフォーメーション）<sup>※10</sup>など、社会の情報化が日々進展していく中で、本町も、デジタル技術等の活用によるスマート自治体<sup>※11</sup>の実現など、時代に即した行政サービスの提供の形が求められています。

本町では、これまで行政手続きのオンライン化や情報ネットワークのセキュリティ強靱化に取り組んできましたが、引き続きその充実に努めるとともに、デジタル技術の活用に向けた情報システム基盤の整備が必要となっています。

また、町内の情報格差などの解消に向けた取り組みも重要です。令和3年度には、民設民営方式による高度無線環境整備推進事業（光ファイバ整備事業）が実施されており、町内全域で情報通信基盤が整備される見通しですが、整備後の課題を的確に捉え、町内の情報化を一層推進する必要があります。



### 目指す姿

情報格差の解消に努めるとともに、先端技術を活用した行政手続きのオンライン化等により、町民生活の利便性の向上を目指します。

### 成果指標

| 指標名                      | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|--------------------------|----|----------------|-----------------|----------------|
| インターネット等で届出・申請ができる手続きの種類 | 件  | 1              | 15              | 31             |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 自治体の情報化の推進

- ①情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- ②デジタル技術等の活用や行政手続きのオンライン化など、スマート自治体の実現に向けた情報システム基盤の充実に努めます。

### (2) 情報化の環境づくり

- ①情報格差等の解消に努めるとともに、町全体の情報化の環境づくりとして、情報通信基盤の整備を促進します。

### みんなの行動目標

- インターネットを活用した情報の把握と共有に努めましょう。

#### ※ 9 超スマート社会 (Society5.0)

必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供することにより、様々な社会課題解決と経済成長を両立する社会。

#### ※ 10 DX (デジタルトランスフォーメーション)

Dijital Transformatiion の略。「DX」は、Trans を X と省略する英語圏の慣例。テクノロジーやデータを活用することで、ビジネスモデルや自組織の製品・サービスを変革すること。

#### ※ 11 スマート自治体

先端技術の活用により事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する次世代の自治体。



# 前期基本計画 第2章

---

## 安心と生きがいを感じるまちづくり [健康・福祉・子育て分野]

- 1 子育て支援の充実
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障がい者福祉の充実
- 4 地域福祉の充実
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療の充実
- 7 社会保障の充実

# 第2章 安心と生きがいを感じるまちづくり

## 1 子育て支援の充実

〔関連する SDGs〕



### 現状と課題

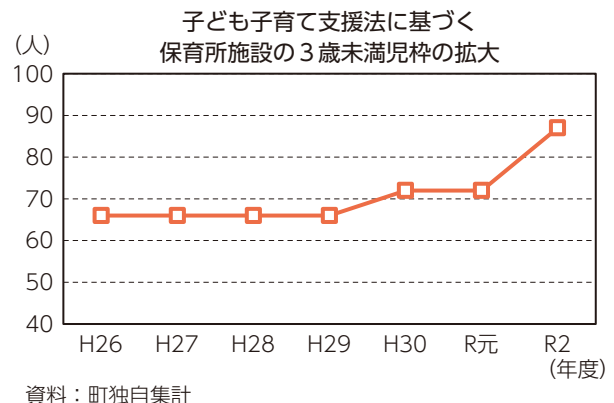
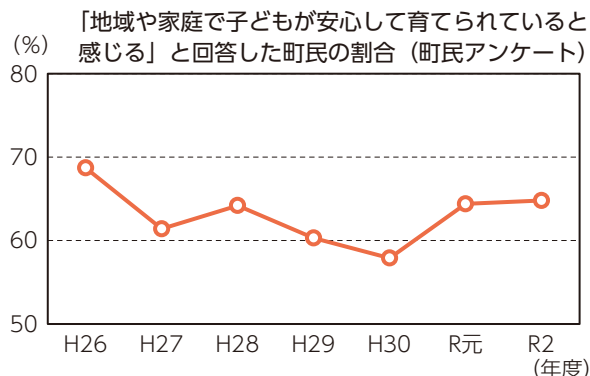
核家族化や地域のつながりの希薄化、多様な就労形態など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに対する不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。このような状況に対し、子育て支援には、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいかといった当事者の視点に立つことが求められています。

本町では、「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、妊産婦と乳幼児の健康保持・増進に対して切れ目ない支援を提供してきました。

また、児童センター「みらいる」を拠点とした子育て支援・中高生の居場所づくりなど、地域と連携した児童館活動の充実を図るとともに、各関係機関と連携しながら支援が必要な子どもの早期発見や虐待等の未然防止に努めてきました。

仕事と子育ての両立に向けては、待機児童解消に向けた保育枠の整備を進めてきましたが、今後も保護者のニーズに沿った教育・保育の受入体制整備や保育の質の向上を図る必要があります。

今後も、子ども・子育て支援策を充実させるとともに、家庭を中心に、保育園・幼稚園・認定こども園、学校など、地域全体で子ども子育て支援に対する関心や理解を深め、密に連携し、それぞれの役割を十分に果たしていく必要があります。



### 目指す姿

すべての親が安心して子育てできるよう、また子どもたちも色々な方の笑顔に支えられながら健やかに成長できるよう、町全体で子育てを応援できる体制の充実を目指します。

### 成果指標

| 指標名                            | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|--------------------------------|----|----------------|-----------------|----------------|
| 地域や家庭で子どもが安心して育てられていると感じる町民の割合 | %  | 64.8           | 70.0            | 80.0           |
| 子ども子育て支援法に基づく保育所施設の3歳未満児枠の拡大   | 人  | 87             | 120             | 130            |
| ファミリー・サポート・センター会員登録数（累計）       | 人  | 511            | 550             | 600            |

## つな がる

|                    |                  |              |         |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

## (1) 地域全体で子育てを支援・応援する体制づくり

- ①地域全体で子育て家庭を見守るネットワークづくりを進めます。
- ②関係機関と連携し、一人ひとりの状況・要望に沿った保育の受け入れを推進するとともに、保育枠の整備・子育て支援・相談業務を推進します。
- ③児童手当やひとり親家庭への支援など、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。

## (2) 子どもの居場所づくり

- ①児童館・放課後児童クラブなど、地域と連携した事業の実施により、子どもたちが心豊かにいられる場をつくり、児童の健全育成に努めます。
- ②児童館施設の維持管理に努めるとともに少子化に対応した体制の検討を行います。
- ③家庭や地域の教育力の向上を目指し、学習機会や情報提供を積極的に推進します。

## (3) 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

- ①妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを図ります。
- ②交流事業等の実施により、地域で子育てを応援できる体制づくりに向けた町民の意識の高揚を図ります。
- ③関係機関と連携し、虐待等の未然防止・早期発見に努めるとともに、支援体制の充実を図ります。

## みんなの行動目標

- 児童の健全育成のため、町内会やPTA、子育て支援団体などに積極的に参加し、つながりを強化しましょう。
- 性別に関係なく子育てに参加し、地域全体で子どもと子育てを応援しましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名               | 計画期間                    |
|-------------------|-------------------------|
| 中標津町子ども・子育て支援事業計画 | 令和2（2020）年度～令和6（2024）年度 |



# 第2章 安心と生きがいを感じるまちづくり

## 2 高齢者福祉の充実

【関連するSDGs】



### 現状と課題

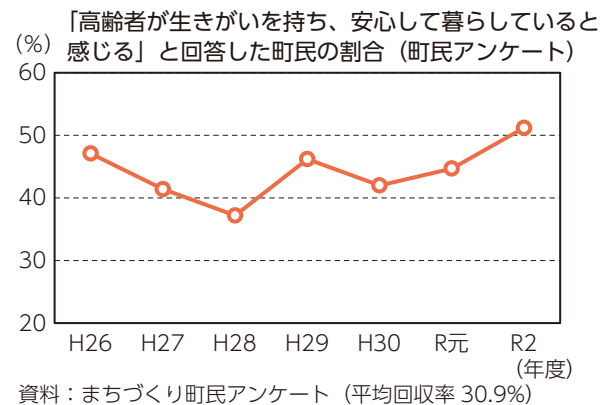
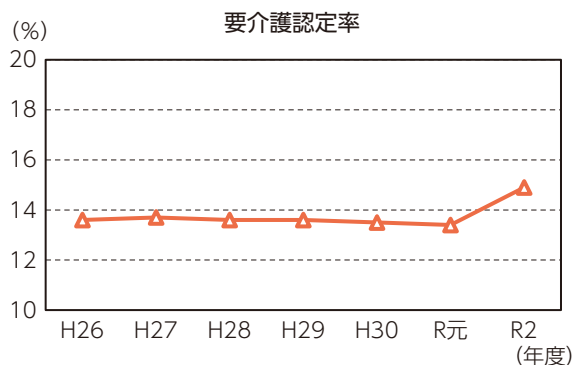
本町の高齢化率と介護認定率はともに全国・全道平均を下回っている状況ですが、年々その率は上昇し続けており、今後も増加し続けることは明らかな状況です。

人口減少・少子高齢化が進展した社会では、介護サービスの需要の増加や担い手不足、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等の多様化など、様々な生活課題が予想され、地域全体で高齢者を支え合うことによる対応が重要となっています。

本町では、高齢者が生きがいを感じ、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指し介護保険サービスをはじめ各種高齢者施策の充実に取り組んでいますが、高齢化がさらに進展する中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送るためには、介護保険サービスはもとより、高齢者の在宅支援を支える様々なサービスや支援を包括的かつ継続的に提供する必要があります。

また、単なる長寿ではなく、高齢者一人ひとりが元気で活動的に生活できる「明るく活力ある高齢社会」を目指し、介護予防を強力に推し進めるとともに、それぞれの高齢者が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりを推進する必要があります。

あわせて、町民、事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステム<sup>\*12</sup>の推進を図るとともに、高齢者がお互いに助け合い支え合う、参加と協働の地域づくりを推進する必要があります。



### 目指す姿

高齢者が生きがいを感じながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指します。

### 成果指標

| 指標名                                 | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|-------------------------------------|----|----------------|-----------------|----------------|
| 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らしていると<br>感じる町民の割合 | %  | 51.2           | 55.0            | 60.0           |
| 認知症サポーターの人数（累計）                     | 人  | 1,527          | 2,000           | 2,500          |
| 介護予防地域支援事業の参加人数（累計）                 | 人  | 50             | 350             | 650            |

## つな がる

|                    |                  |              |         |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

## (1) 安心して暮らせる地域づくり

- ①高齢者の在宅生活を支える様々なサービスや支援の包括的な提供を推進します。
- ②介護保険サービスの充実に努めるとともに、適切なサービスの供給量の確保と、供給量に見合った介護保険料の設定に努めます。

## (2) 高齢者の生きがいづくりと健康づくり

- ①高齢者の就労対策や老人クラブ・高齢者サロン活性化などにより、高齢者の生きがいづくりへの支援を図ります。
- ②元気な高齢者を目指した介護予防を推進するとともに、高齢者の健康づくりへの支援を図ります。

## (3) 多様な暮らしを支え合うまちづくり

- ①医療・介護・予防・住まい・生活支援それぞれのサービスを提供する関係機関と地域の連携により、地域全体で互いに支え合う地域ケア体制を構築します。
- ②高齢者が互いに支え合う自主的・自発的な行動を支援し、参加と協働の地域づくりを推進します。

## みんなの行動目標

- 町内会やサークル、サロン、異世代交流など、地域社会全体でつながりを深め、助け合いましょう。
- お年寄りを敬いましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名                     | 計画期間                    |
|-------------------------|-------------------------|
| 中標津町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 | 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度 |



## ※ 12 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制。

# 第2章 安心と生きがいを感じるまちづくり

## 3 障がい者福祉の充実

【関連する SDGs】



### 現状と課題

障がい者を取り巻く国の制度・法律は、近年大きな転換期を迎えており、障がい者の法定雇用率の引き上げ等により社会参加の機運が高まる一方、障がい者に対する差別や偏見も残されており、日常生活上の不便さ、困難さを招く障壁となっています。

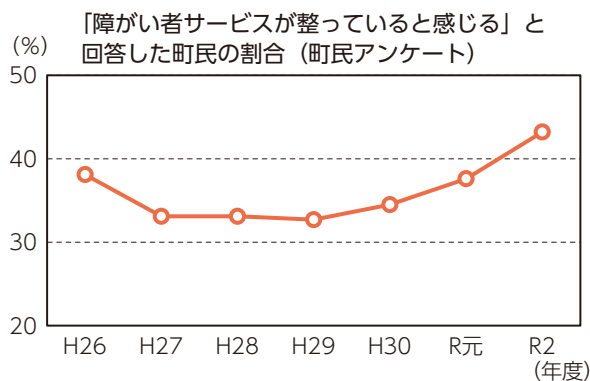
本町では、『かけがえのない一人ひとりが ころこ豊かに暮らすまち』の理念の下、「ノーマライゼーション社会の実現」を目指してきました。

根室管内 1 市 4 町は根室管内に住む障がいのある人が身近な地域で必要なときにいつでも相談ができる根室圏域障がい者総合相談支援センターを設置し、平成 30 年には地域全体で支えるサービスを提供する「基幹相談支援センター」と位置づけ、障がい者の日中活動、就労支援、高齢化・重度化や親亡き後の相談、介護者の急病等による緊急時の受け入れ対応等行ってきました。

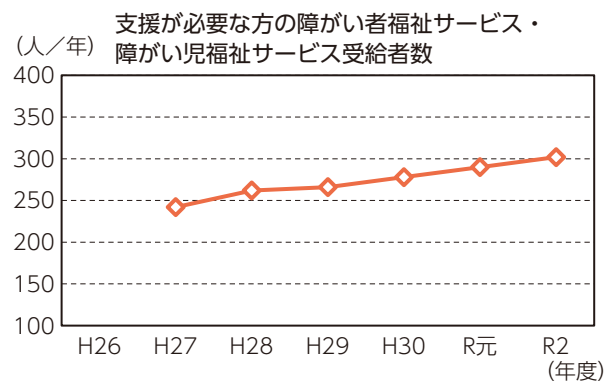
しかし、本町には入所施設、生活介護事業所が無く、重度の障がいのある方の在宅での支援体制が不足していることから、地域の社会資源を最大限活用しながら、必要とする支援を切れ目なく提供出来るよう、地域全体で支えるネットワークの充実を図る必要があります。

また、日常生活において医療的ケアが必要とされる医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実を図る必要があります。

今後も、障がい者が住み慣れた地域や家庭において自立した日常生活・社会生活が営むことができ、安心して暮らすことができるよう取り組みを進めるとともに、障がいのある人もない人も、支え合いながら生きる地域社会の実現を目指す必要があります。



資料：まちづくり町民アンケート（平均回収率 30.9%）



資料：町独自集計

### 目指す姿

誰もが、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことのできる地域社会を目指して、適切な支援を受けられる環境を創造します。

### 成果指標

| 指標名                              | 単位  | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|----------------------------------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| 障がい者サービスが整っていると感じる町民の割合          | %   | 43.2           | 50.0            | 60.0           |
| 支援が必要な方の障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス受給者数 | 人/年 | 302            | 360             | 425            |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 地域における生活支援

- ①地域の社会資源を最大限活用し地域全体で支えるネットワーク、相談支援体制の充実と権利擁護の推進を図ります。
- ②障がい者の自立に向けて、保健・医療の充実と、生活環境の充実を図ります。

### (2) 自立と社会参加の促進

- ①障がいの早期発見、障がいのある子どもの地域生活・家庭支援を図るとともに、障がい児の教育・療育の充実を図ります。
- ②障がい者の雇用の場の確保・拡大に努めるとともに、各種支援により社会参加の促進を図ります。

### (3) とともに支え合う福祉のまちづくり

- ①福祉教育の推進により理解と交流を促進し、誰もがともに支え合うまちづくりを目指します。

### みんなの行動目標

- 障がいについて理解を深め、支え合いましょう。
- 障がい者の雇用を促進し、すべての人に優しい職場環境をつくりましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名                            | 計画期間                           |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 中標津町障がい者計画                     | 平成 30 (2018) 年度～令和 5 (2023) 年度 |
| 中標津町第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画 | 令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度  |



## 第2章 安心と生きがいを感じるまちづくり

### 4 地域福祉の充実

〔関連するSDGs〕

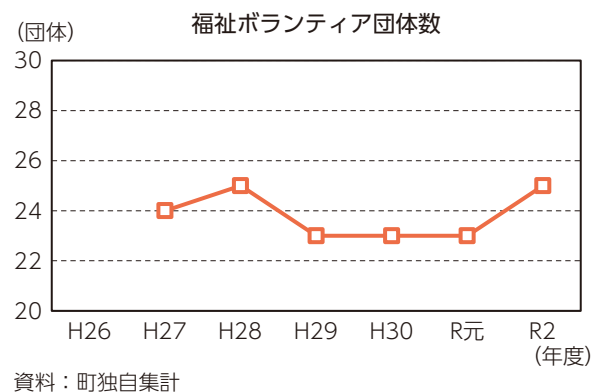
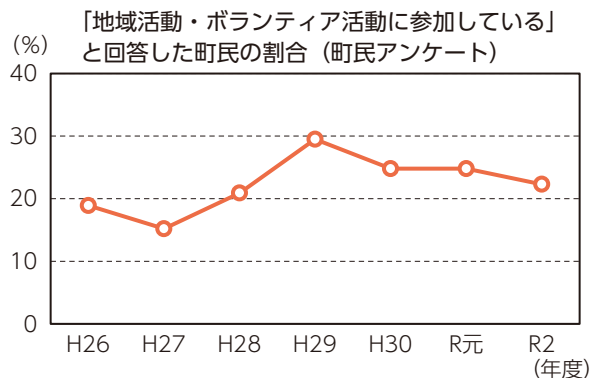


#### 現状と課題

少子高齢化や核家族化などの進展により、社会構造や家庭環境が大きく変化し、人と人とのつながりが弱まってきており、国では、この社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域全体で支え合い、助け合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

本町では、中標津町社会福祉協議会をはじめとした関係団体や民生委員児童委員などの活動を支援し、地域福祉活動の活性化を図るとともに、支え合い助け合う地域づくりの推進のため、ボランティア活動の普及など町民の福祉意識の高揚を図ってきました。

今後も、これらの施策を継続するとともに、町民のふれあいと交流の促進及び地域福祉の拠点である中標津町総合福祉センターの運営充実と利用促進を図っていく必要があります。



#### 目指す姿

地域全体で支え合う仕組みづくりを進め、誰もが住み慣れた地域で幸せな生活がおくれる環境を目指します。

#### 成果指標

| 指標名                       | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|---------------------------|----|----------------|-----------------|----------------|
| 地域活動・ボランティア活動に参加している町民の割合 | %  | 22.3           | 25.0            | 30.0           |
| 福祉ボランティア団体数               | 団体 | 25             | 27              | 30             |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 地域福祉社会の形成

- ①地域福祉を推進する多様な担い手を育成支援します。
- ②遺族会などの援護や災害により生活の維持が困難となった町民に対する援護に努めます。
- ③すべての町民が不自由なく安全に安心して生活ができる環境づくりに向け、バリアフリー、ユニバーサルデザイン※<sup>13</sup>のまちづくりを推進します。

### (2) 支え合いの地域づくり

- ①町内会や関係団体と連携し、支え合いの地域づくりに向けた町民意識の高揚を図ります。
- ②福祉ボランティアの育成及びネットワーク化を推進します。

### (3) 地域福祉の拠点づくり

- ①多様な担い手づくりや支え合いの地域づくりの場として、各関係団体との連携を図り総合福祉センター等の利用促進を図ります。

### みんなの行動目標

- 各種ボランティアや地域活動に関心を持ち積極的に参加しましょう。



※ 13 ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

# 第2章 安心と生きがいを感じるまちづくり

## 5 健康づくりの推進

〔関連する SDGs〕



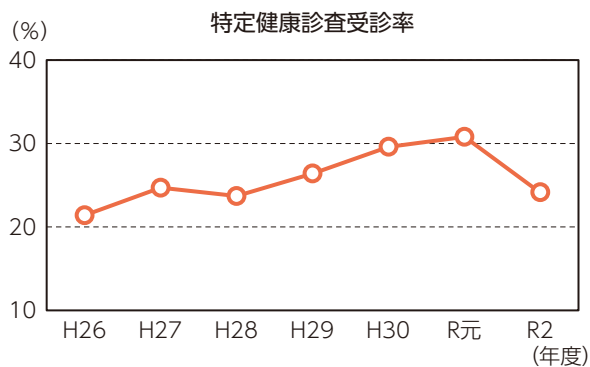
### 現状と課題

健康づくりは、町民一人ひとりがそれぞれの健康観に基づき主体的に取り組むことが必要ですが、個人の取り組みだけでなく、地域全体として積極的に支援する体制づくりが重要です。

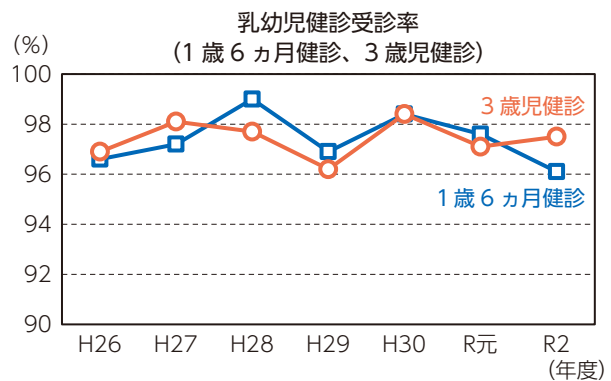
本町は、町民一人ひとりが、健康で自分らしく豊かな人生を送ることができることを目指し、関係機関と連携し、健康や食の正しい知識の普及促進やその環境づくり、心の健康のための地域で見守り支える仕組みづくり、予防接種や各種健康診査等の普及促進を行ってきました。

また、妊産婦や乳幼児の健康づくりに向けては、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない支援が必要であり、本町では、妊産婦や乳幼児の健康管理や保健指導、妊娠を望む人への支援、親子に寄り添った相談・訪問体制の充実を図ってきました。しかし、基本的な生活習慣が確立されていない方や複雑な背景を抱えている家庭も多く、支援の充実が求められています。

今後も、さらなる健康意識の向上を図り、関係機関と連携しながら、町民の健康づくりの推進と、そのための環境づくりを推進していく必要があります。



資料：国保特定健診法定報告



資料：町独自集計

### 目指す姿

健康で自分らしく豊かな人生を送ることを目標に、子どもから高齢者まで町民の健康づくりを目指します。

### 成果指標

| 指標名                 | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|---------------------|----|----------------|-----------------|----------------|
| 喫煙率 (男性)            | %  | 29.4           | 25.0            | 20.0           |
| (女性)                |    | 13.0           | 11.5            | 10.0           |
| 朝食を食べている人の割合 (成人男性) | %  | 71.4           | 73.9            | 76.4           |
| (成人女性)              |    | 87.0           | 89.5            | 92.0           |
| むし歯のない3歳児の割合        | %  | 85.1           | 90.0            | 92.0           |
| 特定健康診査受診率           | %  | 24.1           | 全道平均以上          | 全道平均以上         |
| 乳幼児健康診査受診率 (1歳6ヵ月児) | %  | 96.1           | 99.0            | 100.0          |
|                     |    | 97.5           | 98.0            | 99.0           |

## つな がる

| 町民・団体・企業・行政の協働 | 関係人口・交流人口の拡大 | 横断的連携の強化 | 広域連携の強化 |
|----------------|--------------|----------|---------|
| 1              | 2            | 3        | 4       |

## 主要施策

### (1) 健康づくりの推進

- ①健康に対する正しい知識の普及を図るとともに、関係機関・町民と連携し、健康づくりの推進を図ります。
- ②食・食生活に対する正しい知識の普及を図るとともに、関係機関と連携し、食育の推進を図ります。
- ③学習会の開催や自殺予防対策など、心の健康づくりを推進します。

### (2) 母子の健康の推進

- ①規則正しい生活習慣、健全な食習慣、適切な口腔保健行動の確立により、妊娠期から乳幼児・学童・思春期における心身の健康保持・増進及び病気の早期発見、早期療養、虐待予防にも視点をのいた支援を行います。
- ②妊産婦の産前産後を健康的に過ごすことができるよう支援を行うとともに、特定不妊治療を受けられた方の経済的負担軽減を図ります。

### (3) 疾病予防の充実

- ①特定健診、特定保健指導、がん検診などの受診率向上や保健指導の充実を図ります。
- ②健康的な栄養・食生活の普及を図ります。
- ③歯科疾患予防の知識の普及と口腔衛生の推進を図ります。

### (4) 感染症対策の強化

- ①関係機関との連携により予防接種率の向上を図ります。
- ②新型コロナウイルスや感染症等の対策強化を図ります。

## みんなの行動目標

- 子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた健康づくりの知識を身につけましょう。
- 生活習慣病予防のために「栄養バランスのよい食生活」「運動の実践」「禁煙・分煙・防煙」に取り組みましょう。
- 年1回は健康診査を受けて生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を図りましょう。
- 町内会、学校、職場などふれあう者がお互いを気遣い、心と体の病を予防するよう心がけましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名             | 計画期間                     |
|-----------------|--------------------------|
| 中標津町健康づくり推進計画   | 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度 |
| 中標津町食育推進計画      | 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度 |
| 中標津町母子保健計画      | 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度 |
| 生きるを支える自殺対策行動計画 | 令和元(2019)年度～令和5(2023)年度  |

# 第2章 安心と生きがいを感じるまちづくり

## 6 地域医療の充実

【関連するSDGs】



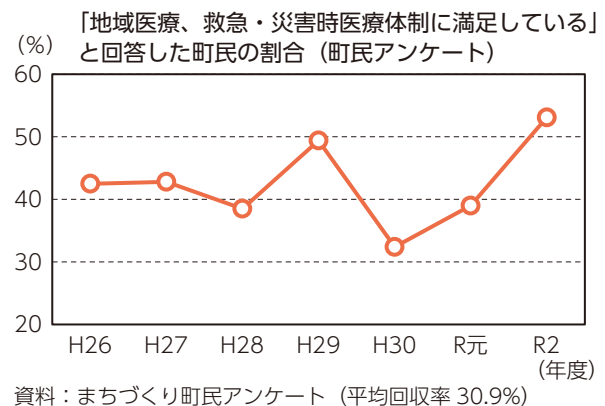
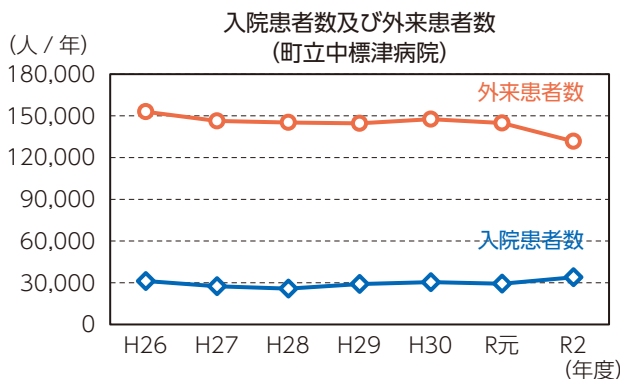
### 現状と課題

国は、超高齢社会に耐えうる医療提供体制を構築するため、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）の医療ニーズを推計し、地域の関係者が協力して医療機関の役割分担や連携の仕組みを構築する「地域医療構想」に基づき医療と介護の体制づくりを進めています。

町立中標津病院においても、根室圏（第二次医療圏）における地域住民が安心して外来・入院、在宅療養生活を送ることができるよう、地域センター病院<sup>\*14</sup>としての役割を果たす必要があり、地域包括ケアシステムの推進や釧路市の高次医療機関との連携・協力体制の強化が求められています。

また、地域住民の命を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、持続可能で安定的な医療提供は必要不可欠です。特に医師をはじめとする医療従事者の慢性的な不足は重要な課題であり、その確保に向けた取り組みが求められています。併せて、医療提供サービスの向上を図るとともに経営改革を継続的に実施し、患者に頼られる、寄り添う医療提供に努め、安定経営を図る必要があります。

一方で、救急医療・災害時医療体制については、現在行っている24時間、365日の救急受け入れについて、引き続き地域の協力体制を推進するとともに、大規模災害に備えた災害拠点病院としての機能強化が必要となっています。



### 目指す姿

地域センター病院としての役割を明確化し、持続可能で安定的な医療の提供をすることにより住民から信頼され、安全・安心を提供できる地域医療を目指します。

### 成果指標

| 指標名                    | 単位 | 基準値<br>(R2 年度)               | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|------------------------|----|------------------------------|-----------------|----------------|
| 病床稼働率 (稼働病床) * 町立中標津病院 | %  | 75.6                         | 85.0            | 90.0           |
| 経常収支比率 * 町立中標津病院       | %  | ※今後定める町立中標津病院新公立病院経営改革プランによる |                 |                |
| 一時借入金 (累計) * 町立中標津病院   | 億円 | 5.7                          | 1.8             | 0              |

## つな がる

|                    |                  |              |         |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

## (1) 地域医療体制の確立

- ①地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、根室・釧路管内の医療機関との連携により、患者や家族の負担軽減を図ります。
- ②身近なかかりつけ医療機関としての医療提供を推進します。
- ③安全・安心な在宅療養に向けて、関係機関と連携し地域包括ケアの視点に立った療養者と家族の支援に努めます。

## (2) 安全・安心な医療の提供

- ①医師をはじめとする医療従事者の確保により、医療提供体制の維持・強化を図ります。
- ②職員の能力向上、医療情報の収集と提供に努め医療提供サービス向上を図ります。
- ③根室管内の中核病院としての機能充実を図ります。

## (3) 救急医療・災害時医療体制の確立

- ①関係機関との連携により救急受入体制の強化を図ります。
- ②大規模災害に備え、災害拠点病院としての機能強化を図ります。

## (4) 安定した病院経営の推進

- ①持続可能な病院経営を行うための改革を継続実施し、患者に頼られる、寄り添う医療提供に努めます。

## みんなの行動目標

- 救急医療が守られるよう診療時間内での受診を心がけましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名                 | 計画期間 |
|---------------------|------|
| 町立中標津病院新公立病院経営改革プラン | —    |
| 北海道地域医療構想           | —    |



## ※ 14 地域センター病院

第二次医療圏の中核医療機関。他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣及び技術援助、医師等を対象とした研修会の開催、無医地区等への巡回診療を行う。

# 第2章 安心と生きがいを感じるまちづくり

## 7 社会保障の充実

【関連するSDGs】



### 現状と課題

国民健康保険制度は、平成30年度より北海道が財政運営の主体となる新たな制度へ移行し、全道の医療費を全道の被保険者で支える「保険料水準の平準化」と、持続可能な事業運営を目指しています。

人口減少・少子高齢化社会においては、課税世帯の減少による保険料収入の減少、高齢者の加入増加による医療費の増加など、国民健康保険制度の事業運営はより厳しい状況にあり、本町では、特定健診受診率向上を図ることで生活習慣改善や疾病の早期発見・治療を促進するなど、医療費抑制に向けた取り組みを推進してきました。

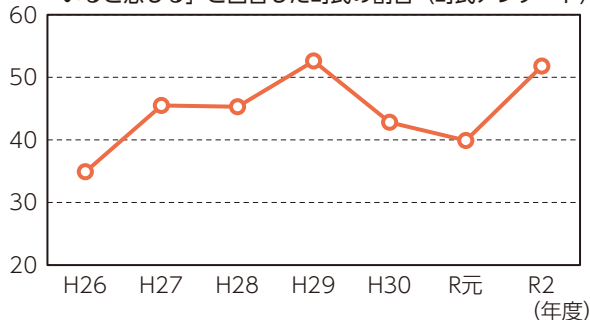
今後も、予防・健康づくり事業に重点的に取り組み、医療費の適正化を図る必要があります。

また、後期高齢者医療制度は町が被保険者の最も身近な窓口として制度は定着しています。しかし、少子高齢化や医療の高度化等に伴い医療費は年々増加していることから、医療費の抑制を図り、持続可能な医療制度を目指す必要があります。

国民年金制度については、老後の安定した生活を支えるセーフティネットである公的年金として、現役世代、若年層へ年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付を促進する必要があります。

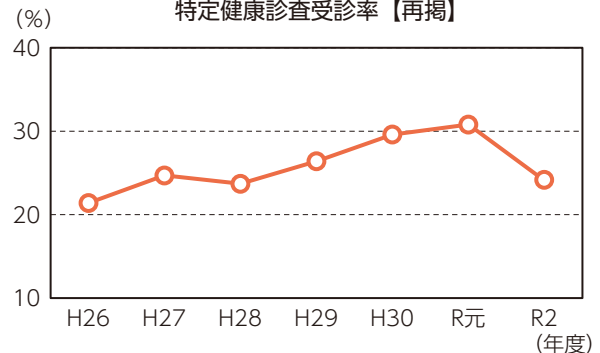
今後とも、国民健康保険制度・後期高齢者医療保険制度・国民年金制度の一体的でわかりやすい周知・広報を促進し、町民に対するサービス低下をきたさぬよう、国や関係機関との協力・連携を進める必要があります。

「健康保険や年金の制度に関して、知りたい情報が得られていると感じる」と回答した町民の割合（町民アンケート）



資料：まちづくり町民アンケート（平均回収率 30.9%）

特定健康診査受診率【再掲】



資料：国保特定健診法定報告

### 目指す姿

町民が医療保険、年金制度を正しく理解し、安心して社会保障サービスを受けることができ、生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちを目指します。

### 成果指標

| 指標名                                   | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|---------------------------------------|----|----------------|-----------------|----------------|
| 健康保険や年金の制度に関して、知りたい情報が得られていると感じる町民の割合 | %  | 51.8           | 55.0            | 60.0           |
| 特定健康診査受診率【再掲】                         | %  | 24.1           | 全道平均以上          | 全道平均以上         |

## つな がる



## 主要施策

### (1) 社会保障の充実

- ①国民健康保険制度の普及・啓発活動などに取り組むとともに、生活習慣改善や疾病の早期発見・治療の促進と、医療費の適正化に努めます。
- ②後期高齢者医療制度の普及・啓発活動などに取り組むとともに、医療費の適正化に努めます。
- ③国民年金制度の普及・啓発活動などに努めます。

### みんなの行動目標

- 保険税・保険料は納期限内に納めましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名                      | 計画期間                     |
|--------------------------|--------------------------|
| 第3期中標津町特定健康診査・特定保健指導実施計画 | 平成30（2018）年度～令和5（2023）年度 |



# 前期基本計画 第3章

---

## 産業の力みなぎるまちづくり [経済・産業分野]

- 1 農業の振興
- 2 林業の振興
- 3 商工業の振興
- 4 観光の振興
- 5 6次産業化の推進
- 6 雇用対策の推進

# 第3章 産業の力みなぎるまちづくり

## 1 農業の振興

〔関連する SDGs〕



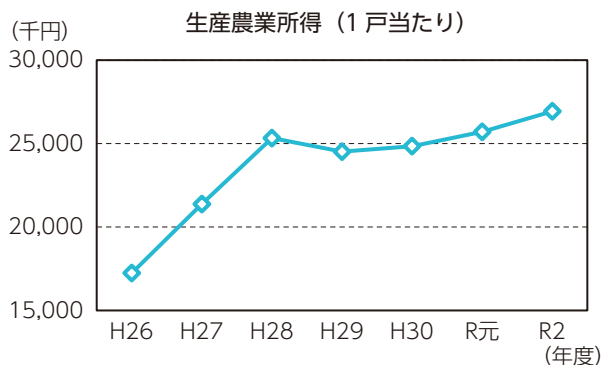
### 現状と課題

本町の農業は基幹産業であり、酪農による牛乳・乳製品の生産をはじめ、一部においては、馬鈴しょ、大根などの畑作も展開されるなど、安全・安心で良質な食糧供給基地として重要な役割を果たしています。

近年の農業は、経営規模拡大に伴い、機械力を駆使した大型経営が不可欠となっており、また、全国的に農家戸数が減少している中、本町においても農業者の高齢化や担い手不足は深刻な問題となっています。

これらの課題に対応し、農業の振興を図るためには、大型経営化に対応した農業基盤整備により生産性・収益性の向上を図るとともに、農産物の付加価値向上に取り組む必要があります。同時に、新規就農・農業後継者に対する効果的な支援と、スマート農業<sup>※15</sup>の導入による作業の省力化など、多様でゆとりある農業経営を推進する必要があります。

また、これまで本町は、環境と調和した農業に向けて、家畜排せつ物の適正処理と再生可能エネルギーへの活用について検討を進めてきています。平成29年度にはバイオマス産業都市の認定を受けていることから、引き続き、社会情勢を注視して効果的な手法の検討を進める必要があります。



| 新規就農者数（人／年） |     |     |     |     |    |    |
|-------------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| H26         | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
| 3           | 1   | 2   | 1   | 2   | 2  | 0  |

資料：町独自集計

### 目指す姿

安全・安心で良質な農畜産物の生産や、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、農業生産基盤の強化、担い手の育成・確保、農村環境、農業生産環境整備の充実を目指します。

### 成果指標

| 指標名           | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|---------------|----|----------------|-----------------|----------------|
| 生産農業所得（1戸当たり） | 千円 | 26,933         | 28,533          | 30,133         |
| 新規就農者数（累計）    | 人  | 0              | 7               | 14             |

※15 スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

## (1) 農業の生産性・収益性・付加価値向上

- ①農業の生産性・収益性向上のために農地の基盤整備や施設整備の支援、農道や排水施設などの整備を進めます。
- ②農業の付加価値向上に向けた生産・加工・販売を促進するとともに、品質向上や地産地消を推進します。

## (2) 担い手の育成・確保と支援体制の強化

- ①後継者や新規就農者への円滑な経営移譲を進め、中核的担い手として育成します。
- ②新規就農者の経済的負担軽減を図るとともに、関係機関との連携により幅広く農業に関わる方々への支援体制の充実を図ります。
- ③独身後継者に対する効果的な結婚支援を図るとともに、円滑な世代交代を図るため、農業者年金の加入を促進します。

## (3) 農地の保全と有効活用

- ①農業委員会のあっせんによる集積や、農地の買入、管理、売渡を実施するとともに、農地台帳の管理を行います。

## (4) 環境と調和した農業の推進

- ①農薬、化学肥料の削減などによる環境負荷低減を進め、環境との調和に配慮した農業生産を推進します。
- ②家畜排せつ物の適正処理に向けて、電力を含めた再生可能エネルギーの再検証や集約型・個別型などの検証を進めます。

## (5) 多様でゆとりある農業経営の促進

- ①ゆとりある農業経営の実現に向けて、スマート農業の導入による作業の省力化やヘルパー（外国人材の活用を含む）やコントラクター<sup>※16</sup>、TMRセンター<sup>※17</sup>など地域システムの確立を目指します。
- ②伝染病などの疾病予防のため、家畜自衛防疫活動を推進します。

## みんなの行動目標

- 地産地消を進めましょう。
- 地域特性を活かした良質な農産物の生産や消費者に対する農産物情報の提供に努めましょう。
- 環境を考慮した循環型農業に取り組みましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名            | 計画期間         |
|----------------|--------------|
| 中標津町農業振興地域整備計画 | 令和3（2021）年度～ |

## ※16 コントラクター

飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調製・運搬・散布作業などを請け負う組織。

## ※17 TMRセンター

「TMR（Total Mixed Ration）」とは、粗飼料と濃厚飼料、ミネラル・ビタミン等をバランスよく含む混合飼料で、牛の完全食。TMRセンターでは、TMRの生産、調製から配送までを行い、酪農家の労力軽減や、飼料の品質向上による経営の安定に貢献している。

# 第3章 産業の力みなぎるまちづくり

## 2 林業の振興

〔関連する SDGs〕



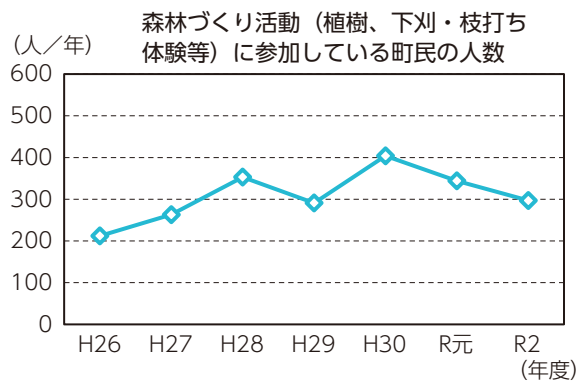
### 現状と課題

森林は、国土の保全、水質浄化や災害防止機能、木材の供給など多様な機能を有しており、国が進める 2050 年カーボンニュートラル<sup>※18</sup>、脱炭素社会の実現に向けても、森林環境保全の重要性は増してきています。

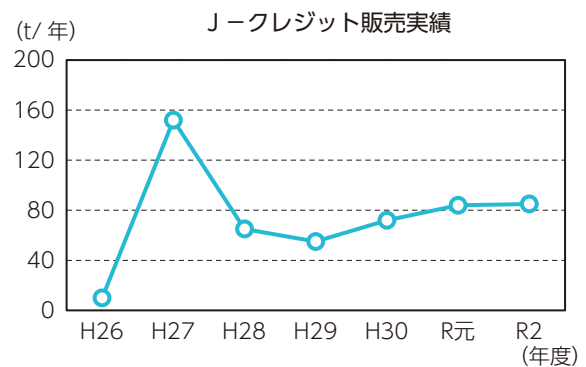
一方で、林業業界は担い手不足・高齢化の問題を抱えており、林業・林産業活性化に向けた取り組みが求められています。

これまで本町は、J-クレジット制度<sup>※19</sup>による販売収入を活用しながら、計画的な造林等を進め、森林維持更新に努めるとともに、町民の意識を醸成することで森林環境の保全を推進し、同時に、伐期の到来した優良なカラマツ材を地域材として利用促進するなど、林業・林産業の活性化を図ってきました。

今後は、これらの取り組みを継続するとともに、令和元年度から交付が始まった森林環境譲与税<sup>※20</sup>の有効活用により、さらなる森林環境保全の推進と林業・林産業の活性化を図る必要があります。



資料：町独自集計



資料：町独自集計

### 目指す姿

二酸化炭素の吸収など森林の持つ環境保全機能の充実、水資源のかん養や町土保全、人と森林の共生や資源の循環利用に努め、持続可能な森林経営と林業・林産業の活性化を目指します。

### 成果指標

| 指標名                               | 単位  | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|-----------------------------------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| 森林づくり活動（植樹、下刈・枝打ち体験等）に参加している町民の人数 | 人/年 | 297            | 350             | 400            |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

## (1) 森林資源の育成・保全

- ① J-クレジット制度等を活用しながら、植林や造林、適切な皆伐・間伐など森林資源の整備促進を図ります。
- ② 町民の森林づくりへの参加を促進し森林保全意識の高揚を図ります。

## (2) 林業・林産業の活性化・担い手確保

- ① 林業の生産体制充実と公共施設等への地域材の利用拡大を図ります。
- ② 関係機関・企業と連携し、担い手確保に努めます。

## みんなの行動目標

- 環境に配慮し、植樹などの森林保護活動に積極的に参加しましょう。
- 担い手確保に向けた企業の魅力向上に努めましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名        | 計画期間                           |
|------------|--------------------------------|
| 中標津町森林整備計画 | 平成 29 (2017) 年度～令和 9 (2027) 年度 |



## ※ 18 2050 年カーボンニュートラル

2050 年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを目指す考え方。

## ※ 19 J-クレジット制度

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO<sub>2</sub> 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO<sub>2</sub> 等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。創出されたクレジットを活用することにより、低炭素投資を促進し、我が国の温室効果ガス排出削減量の拡大につなげる。

## ※ 20 森林環境譲与税

平成 30 (2018) 年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」(令和 6 (2024) 年度から課税) 及び「森林環境譲与税」(令和元 (2019) 年度から譲与) が創設された。

# 第3章 産業の力みなぎるまちづくり

## 3 商工業の振興

〔関連する SDGs〕



### 現状と課題

本町の事業所の多数を占める中小企業は、経済活動や町民生活の向上のために重要な役割を果たしていますが、大型店舗の郊外進出等に伴う中心市街地空洞化や、近年は事業承継の問題が顕在化しつつあり、中小企業の活性化は重要な施策となっています。

本町では、中小企業に関する施策を総合的に推進し、本町経済の発展及び町民生活の向上を目的とする「中標津町中小企業振興基本条例」を平成22年に制定し、既存企業の体質強化や創業者支援など、条例に基づく振興施策を推進するとともに、中心市街地活性化に向けた環境整備やイベント開催の支援などを行ってきました。

今後も、関係団体との連携のもと、中小企業の経済状況に応じた効果的な振興施策を検討し、活性化を図っていく必要があります。

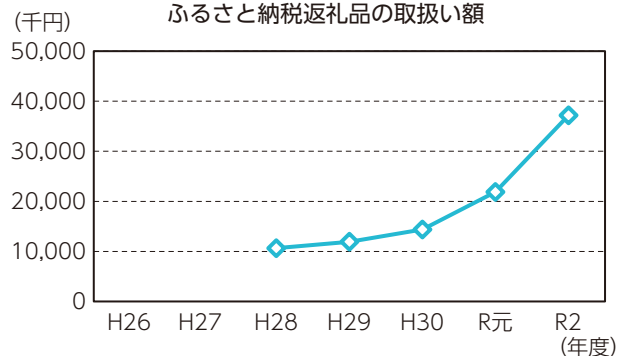
町の地場産品を全国へ広く周知し販路拡大を図ることは、経済活性化のために重要な施策であり、本町では、関係団体との連携を図りながら周知や販路拡大に向けた支援を行うとともに、ふるさと納税制度による返礼品贈呈等を通じた地場産品の周知・販売促進を展開しています。今後も、さらなる地場産品の販路拡大に向けて取り組んでいく必要があります。

新規創業者数（件／年）  
（空き地空き店舗等活用事業実績）

| H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 7   | 5   | 7   | 6   | 3   | 5  | 5  |

資料：町独自集計

ふるさと納税返礼品の取扱い額



資料：町独自集計

### 目指す姿

まちなかを中心に、中標津らしさを活かした多様な新規創業者が出店し、既存事業者を含めた経営の持続的な発展による、商工業の振興を目指します。

### 成果指標

| 指標名                            | 単位             | 基準値<br>(R2 年度)      | 中間目標<br>(R7 年度)     | 目標<br>(R12 年度)      |
|--------------------------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 新規創業者数（空き地空き店舗等活用事業実績）<br>(累計) | 件              | 80                  | 95                  | 100                 |
| ふるさと納税返礼品の取扱い額<br>(ふるさと納税寄附額)  | 千円/年<br>(千円/年) | 37,183<br>(138,000) | 60,000<br>(200,000) | 90,000<br>(300,000) |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 中小企業の活性化

- ①中小企業に対する支援について、中小企業振興基本条例に基づく審議会・審議会部会等により検討・実施します。
- ②中小企業の経営基盤安定化を図るため、国や道の融資制度の周知や、関係機関と連携した町の融資制度の充実を図ります。
- ③関係機関と連携し、中小企業の体質強化と新規創業に向けた支援を行います。

### (2) まちなか賑わいの創出

- ①市街地活性化に向けた環境整備、人の集うイベント開催や各種支援により、まちなかの賑わいを創出します。

### (3) 地場産品の PR 活動の展開

- ①事業者が自由な発想で開発する地場産品について、関係団体と連携し周知活動や販路拡大に向けた支援を行います。
- ②ふるさと納税制度の推進による返礼品贈呈を通じて地場産品の PR 活動を展開します。

## みんなの行動目標

- 地域循環型消費に努めましょう。
- 関係機関と連携して地域ブランドの開発を図りましょう。



# 第3章 産業の力みなぎるまちづくり

## 4 観光の振興

〔関連する SDGs〕



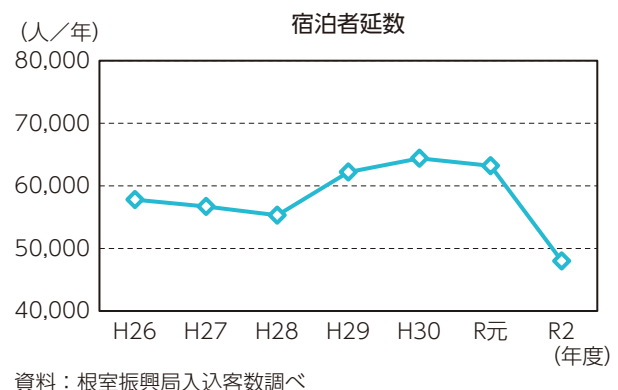
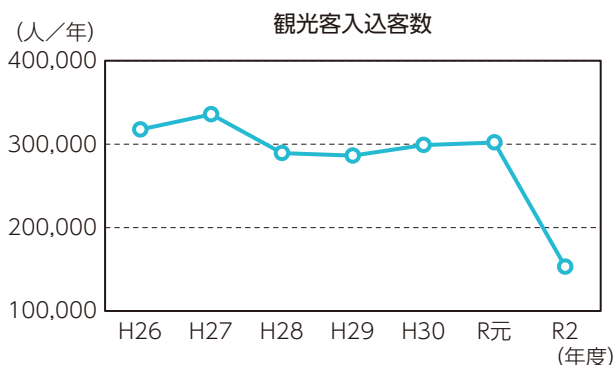
### 現状と課題

本町は、道東の空の玄関口である中標津空港を活かした観光施策を展開していますが、令和元年度における観光入込客数約 30 万 2 千人に対し宿泊客延べ数は 6 万 3 千人程度であり、日帰り観光や通過型観光に留まっていることから、更なる観光振興に向けては滞在型観光への転換が求められています。

そのため、今後は雄大な自然環境や酪農景観などの本町の地域資源を活用した体験型コンテンツなどの観光プログラムの創出や、既存観光施設等のあり方を検討した効果的な再整備を進める必要があります。

同時に、本町の地域交流拠点として優位性を発揮し、根室管内における広域観光の推進を図り、それぞれの観光資源を活かした地域の魅力発信を推進するとともに、今後は、釧路管内・オホーツク管内などの道東地域を巻き込んだ協力体制の強化を図ることで、本町を拠点とした広域観光をより一層推進することが求められています。

また、本町は観光繁忙期には宿泊施設が不足する状況もあり、観光施策の推進に向けては、民間団体との連携強化や（一社）なかしべつ観光協会の独立運営支援など、観光推進体制の強化を同時に進める必要があります。



### 目指す姿

行政や団体、観光関係事業者のみならず、町民一人ひとりが地域のホスピタリティ<sup>※21</sup>に対する理解を深め、地域が一体となった知床ねむろの地域交流拠点を目指します。

### 成果指標

| 指標名     | 単位  | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|---------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| 観光客入込客数 | 人/年 | 153,166        | 342,000         | 388,000        |
| 宿泊客延数   | 人/年 | 47,608         | 70,000          | 77,000         |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 観光メニュー（コンテンツ）の充実

- ①通過型観光から滞在型観光へ転換を図るため、本町の食や自然、文化などの地域資源を活用した観光プログラムの創出を図ります。

### (2) 観光客の誘致

- ①観光客の誘致に向けた戦略的な情報発信による PR 活動の強化を図り、インバウンド※<sup>22</sup>も視野に入れた地域一体となったホスピタリティの向上に努めます。
- ②（一社）なかしべつ観光協会の独立運営支援や観光ガイドなどの人材育成に取り組み、民間団体との連携による観光推進体制の確立を目指します。

### (3) 広域観光・交流の推進

- ①根室管内のみならず、釧路・オホーツク管内の地域間の協力体制を強化し広域観光施策を展開します。
- ②観光施設等のあり方を再検討し、効果的な再整備の検討を行います。

## みんなの行動目標

- 道東の観光拠点として積極的に情報発信をしましょう。



#### ※ 21 ホスピタリティ

接客・接遇の場面における「おもてなし」。また、もてなされた客人の感謝による、もてなす側との「相互満足」。広義には、社会全体に対してホスピタリティの精神が発揮されることにより、相互満足、助け合い、共創が行われ社会が豊かになることにもつながる。

#### ※ 22 インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

# 第3章 産業の力みなぎるまちづくり

## 5 6次産業化の推進

〔関連するSDGs〕



### 現状と課題

6次産業は、農林業や水産業（第一次産業）などが食品加工（第二次産業）・流通販売（第三次産業）にも業務展開する経営形態であり、国は、6次産業化による農林漁業者の所得向上を推進しています。

本町においても、地域材であるカラマツの利用促進をはじめ、これまで6次産業化に向けた取り組み支援や連携推進を図っており、徐々に6次産業化に取り組む事業者が増加し、機運が高まりつつあることから、今後も推進していく必要があります。

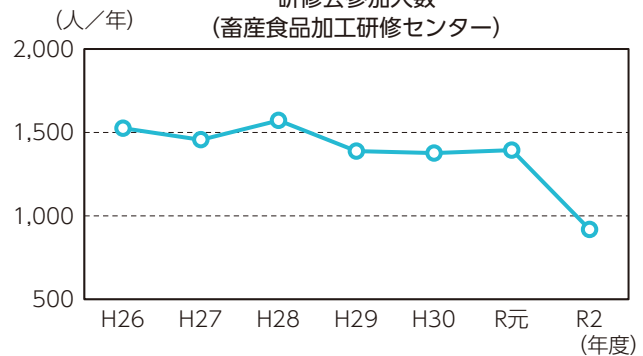
あわせて、畜産食品加工研修センターにおいては、良質な農畜産物の付加価値向上に向けて畜産食品等の研究開発・製造販売や製造技術に関する技術指導などを実施していますが、今後は、さらなる6次産業化の推進に向けて、隣接する町立中標津農業高等学校との連携など、農業・教育・観光などの幅広いまちづくりの観点から有効活用を図っていく必要があります。

6次産業化に取り組む  
農業者及び団体数（件／累計）

| H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| —   | —   | —   | —   | 8   | 8  | 9  |

資料：町独自集計

研修会参加人数  
(畜産食品加工研修センター)



資料：町独自集計

### 目指す姿

多様な業種の連携により、中標津特有の資源を発掘・開発するとともに付加価値向上を図ることで、地域ブランドを確立し、地域の雇用と経済の活性化を目指します。

### 成果指標

| 指標名                       | 単位  | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|---------------------------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| 6次産業化に取り組んでいる農業者及び団体数(累計) | 件   | 9              | 11              | 13             |
| 研修会参加人数（畜産食品加工研修センター）     | 人／年 | 918            | 1,500           | 1,800          |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 6次産業化の推進

- ①補助事業の活用や異業種間の連携推進など体制づくりと実現に向けた支援を行います。
- ②地域材のブランド化に向けた支援や利用促進に取り組みます。
- ③畜産食品加工研修センターについて、隣接する農業高校との連携をはじめ、農業・教育・観光など幅広いまちづくりの観点から有効活用を図り、良質な農畜産物の付加価値向上に努めます。

### みんなの行動目標

- 地域の生産物を積極的に購入しましょう。
- 製造技術向上に向けて、畜産食品加工研修センターを積極的に利用しましょう。
- 付加価値向上に向けた取り組みを積極的に進めましょう。



# 第3章 産業の力みなぎるまちづくり

## 6 雇用対策の推進

〔関連する SDGs〕

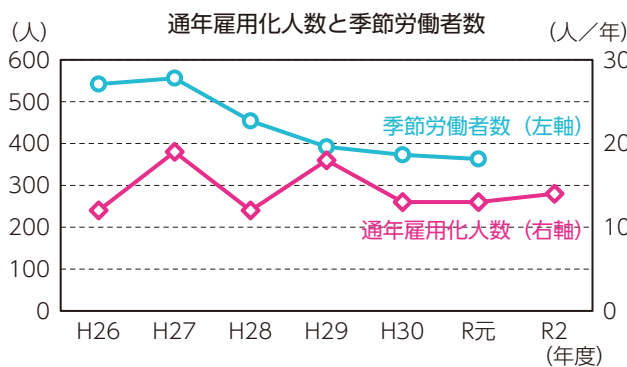


### 現状と課題

本町には、減少傾向ではありますが 300 人を超える季節労働者がいます。本町ではこれまで、季節労働者に対する冬期就労対策として、町道清掃などを実施してきましたが、冬期就労対策はあくまで短期就労であるため、今後も、関係団体や管内自治体と連携し、通年雇用化に向けた対策を推進することが求められています。

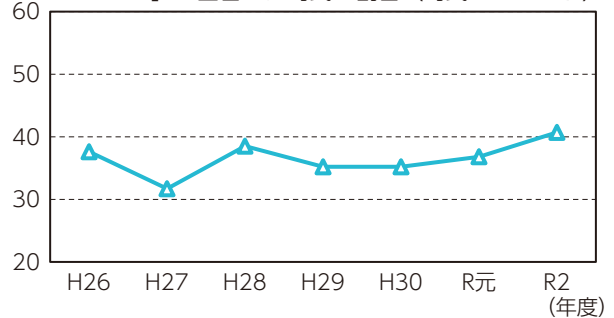
また、本町は有効求人倍率に対して就職者数が伸び悩む課題を抱えていることから、求職者と求人者のマッチングの支援や労働意欲の向上を図り、雇用の確保と働き手不足の解消に向けた取り組みを推進する必要があります。

さらに、新たな雇用機会の創出や地域経済の活性化に向けては、既存企業の活性化はもちろん新たな企業との関わりとしての企業誘致の取り組みも求められます。COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の拡大を契機として広まったテレワーク<sup>※23</sup> やリモートワーク<sup>※24</sup> は、地方での居住・滞在への関心を高めており、これを機会として、本町の航空路線や周辺地域の産業拠点である優位性を活かし、サテライトオフィス<sup>※25</sup> も含めた企業誘致を推進する必要があります。



資料：根室管内 4 町通年雇用促進協議会調べ

「雇用対策（通年雇用、雇用の創出・確保など）に満足している」と回答した町民の割合（町民アンケート）



資料：まちづくり町民アンケート（平均回収率 30.9%）

### 目指す姿

多様な企業の関わり合いと多様な人材が働くことができる雇用創出により、地域経済の活性化を目指します。

### 成果指標

| 指標名                               | 単位  | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|-----------------------------------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| 通年雇用化人数                           | 人/年 | 14             | 15              | 15             |
| 雇用対策（通年雇用、雇用の創出・確保など）に満足している町民の割合 | %   | 40.7           | 45.0            | 50.0           |

## 主要施策

### (1) 通年雇用化対策の推進

- ①管内4町で設置する協議会により通年雇用化対策・季節労働者への就労対策に取り組めます。

### (2) 雇用の確保・働き手不足の解消

- ①関係機関と連携し雇用情報の提供などを進めるとともに、雇用の創造や働き手不足の解消、働き手側の立場に立った労働福祉対策等に向けた取り組みを推進します。

### (3) 企業誘致の推進

- ①本町の航空路線や周辺地域の産業拠点である町の優位性を活かした企業誘致を推進し、新たな雇用機会の創出や地域経済の活性化を図ります。

#### みんなの行動目標

- 通年雇用に取り組みましょう。
- 高齢者、障がい者の雇用機会を増やしましょう。
- 新たな雇用の場を創出しましょう。
- 労働環境の充実に努めましょう。

#### ※ 23 テレワーク

telework と表記され、tele（離れた所）と work（働く）の二つの言葉を組み合わせた造語。所属する会社のオフィスから離れたところで働くこと。

#### ※ 24 リモートワーク

remotework と表記され、remote（遠隔・遠い）、work（働く）の二つの言葉を組み合わせた造語。社内のコミュニケーションをオンライン上で円滑に行うための情報通信技術（ICT）が活用される。

#### ※ 25 サテライトオフィス

企業や団体の本社・本拠地から離れた場所に設置されたオフィス。惑星を周回する衛星（サテライト）のように存在するオフィスの意から命名された。



# 前期基本計画 第4章

---

## 住みやすいまちづくり [都市基盤・生活環境分野]

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 景観形成の推進
- 3 道路・交通網の充実
- 4 住環境の充実
- 5 消防・防災・減災の充実
- 6 安全な生活環境の確保
- 7 環境保全の推進
- 8 衛生環境の充実
- 9 上・下水道の充実

# 第4章 住みやすいまちづくり

## 1 計画的な土地利用の推進

〔関連する SDGs〕



### 現状と課題

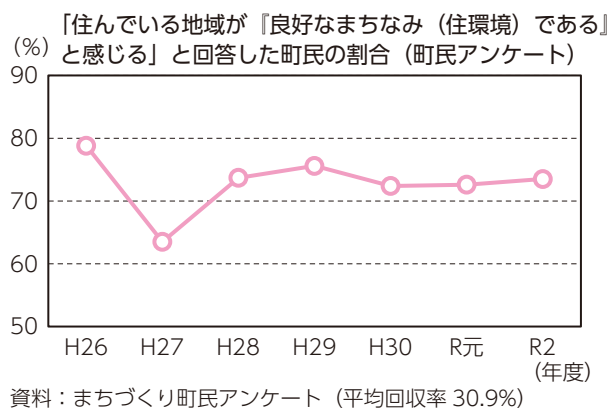
本町は、これまでの人口増加による発展とともに市街地が拡大し、多くの都市基盤施設の充実を図ってきました。これにより整備してきた道路や橋梁、公園や上下水道施設などの社会資本は通常の維持管理と並行し、老朽化による更新も計画的に実施していかなければならないことから都市経営コスト増大の問題を抱えています。

財政負担の増大が見込まれる一方で、少子高齢・人口減少社会においては、生産年齢人口の減少により税収が減少し、今後益々増大するコストへの対応が困難になることが想定されます。

長期的な都市経営の視点から、これまでに整備された都市施設を有効活用し、効率的な都市構造への転換を図るとともに、激甚化する自然災害に対応可能な土地利用を図ることによって持続可能な都市となります。より快適に生活できるまちにしていくためには行政だけでなく、町民・団体・企業などの様々な主体が知恵を出し合い、補い合い、できることを重ね合わせて、まちの課題解決に取り組む「協働のまちづくり」により地域の特性を活かした合理的な土地利用を進める必要があります。

同時に、町有未利用地の計画的な保全・貸付・売払を推進し、土地利用の利便性の向上と有効活用を図っていく必要があります。

本町がこれからも賑わいを保つために、町の活性化につながる取り組みの推進が必要となっています。



### 目指す姿

将来の都市経営コストを町民と共有し、限りある貴重な財産を未来につなげることに投資し、持続可能なまちを目指します。

### 成果指標

| 指標名                                | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|------------------------------------|----|----------------|-----------------|----------------|
| 住んでいる地域が「良好なまちなみ（住環境）である」と感じる町民の割合 | %  | 73.5           | 75.0            | 77.0           |

## つな がる



## 主要施策

### (1) 土地利用計画の推進

- ①持続可能なまちづくりを推進するため、地域それぞれの特性が活かされた、柔軟で合理的な土地利用を推進します。
- ②官民の連携、協働により魅力ある快適なまちづくりを推進します。
- ③これまで整備した社会資本を活用し、地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

### (2) 未利用地の有効活用

- ①町有財産の計画的な保全・貸付・売払を行い、土地利用の利便性を高めるとともに、土地の利活用を図ります。

### みんなの行動目標

- 周辺環境と景観に配慮した土地利用を図りましょう。
- 歩いて楽しいまちなかにしましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名                | 計画期間                     |
|--------------------|--------------------------|
| 第2期中標津町都市計画マスタープラン | 令和3(2021)年度～令和22(2040)年度 |
| 未利用財産利活用基本方針       | 令和2(2020)年度～             |

# 第4章 住みやすいまちづくり

## 2 景観形成の推進

〔関連する SDGs〕



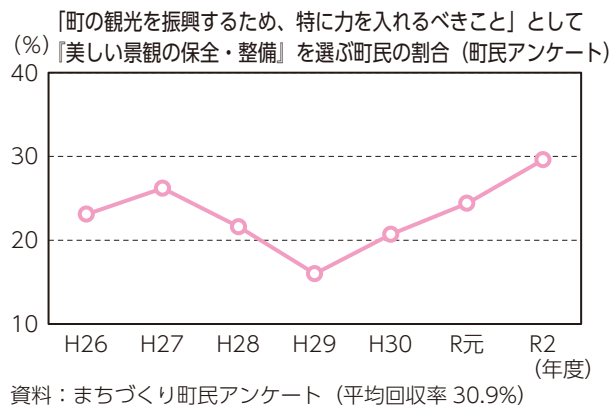
### 現状と課題

本町は、豊かな自然と四季の変化に恵まれ、大規模な酪農を中心として広がる農村部と、緑に囲まれたコンパクトで賑わいのある市街地が形成され、良好な景観資源が豊富にあり、平成8年に制定した中標津町景観条例の理念を継承し、平成29年には景観行政団体<sup>※26</sup>に移行しました。そして、同年に中標津町景観計画を策定し、町の風土に調和した景観を守り、つくり、育てるまちづくりを推進しています。

景観は、先人たちの開拓の歴史と町民一人ひとりの暮らしや生業など、日々の営みによって形成されています。また、町民と行政との協働による景観まちづくりを推進することにより、訪れる人が魅力を感じるとともに、町民がまちに対する誇りや愛着を持つことにつながり、町民の景観意識の醸成は、まちづくりにおいて重要な要素となっています。

本町は、郊外地における景観への意識は高い一方、市街地の景観については十分に認識されていない現状があり、さらなる意識の醸成を図る必要があります。また、脱炭素社会の実現を目指すための再生可能エネルギー施設と景観との共存に向けた仕組みづくりが課題となっています。

今後も、様々な啓発活動をとおして町民の意識の醸成を図るとともに、景観法に基づく景観整備機構設立も含めて検討し、協働による景観形成を推進する必要があります。



### 目指す姿

私たちの日々の生活が中標津町の景観をつくりだしていることを意識できるまちを目指します。

### 成果指標

| 指標名                    | 単位 | 基準値<br>(R2 年度)         | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|------------------------|----|------------------------|-----------------|----------------|
| 日々の生活の中で景観を意識している町民の割合 | %  | —<br>※アンケートで<br>新規設問設定 | 40.0            | 50.0           |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 景観形成の推進

- ① まちに誇りと愛着を持ち、歴史・文化・産業との融和を図りながら、協働の景観まちづくりを推進し意識の醸成を図ります。
- ② 社会情勢の変化に対応しながら本町の風土に調和した良好な景観形成を推進します。

### みんなの行動目標

- 町民・団体・企業・行政による連携で美しいまちづくりを進めましょう。
- 私たちの日々の生活が景観を形成していることを意識しましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名      | 計画期間             |
|----------|------------------|
| 中標津町景観計画 | 平成 29 (2017) 年度～ |



### ※ 26 景観行政団体

景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のこと。中標津町の景観にあった独自の景観形成基準を設けることができる。

# 第4章 住みやすいまちづくり

## 3 道路・交通網の充実

【関連するSDGs】



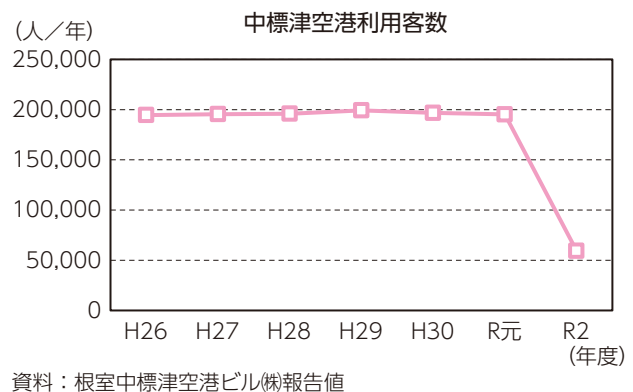
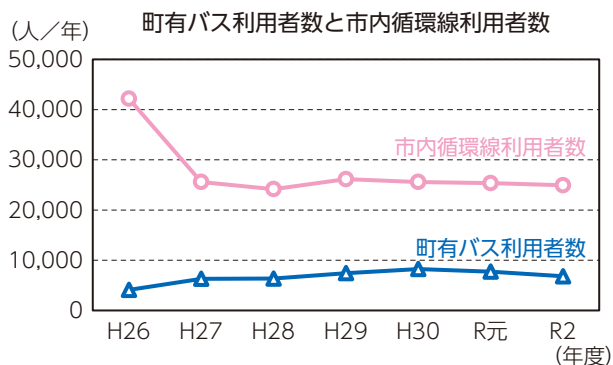
### 現状と課題

道路の整備や維持管理は、町民生活の利便性向上や社会経済活動を支える重要な社会資本であり、本町は、国道 272 号などの高規格道路をはじめとする国道・道道の整備促進に向けて関係機関への要望活動を行うとともに、町道の計画的な整備を進めています。

また、安全な道路環境の維持のためには道路や橋梁のほか、排水路などの道路附属施設の維持管理や、適切な除雪・防雪体制を図る必要があり、近年は、既設道路の老朽化による事故が懸念されるなど、その対策も重要となっています。

公共交通機関については、町有バスの郡部 3 路線を運行しているほか、民間事業者による市街地循環線と他市町間を結ぶ生活バス路線に対して支援を行っていますが、人口減少・少子高齢化に伴う利用者数の減少が問題となっており、そのあり方も含めて、効率的・効果的な運行体制の検討が必要です。

中標津空港は、道東の空の玄関口として本町のみならず、地域の経済や医療を支える公共的な役割の大きい空港であり、根室管内の重要な交流拠点です。利用客数は近年 20 万人程度で推移していますが、空港路線の維持のためには、関係団体との連携によりさらなる利用促進や利便性の向上に取り組む必要があります。



### 目指す姿

人口減少・少子高齢化社会に対応するとともに、安全・安心な道路環境の確保と、本町の持つ広域的な拠点性を活かした効率的・効果的な地域交通網の確立を目指します。

### 成果指標

| 指標名       | 単位  | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|-----------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| 中標津空港搭乗者数 | 人/年 | 59,414         | 200,000         | 210,000        |
| 町道の舗装率    | %   | 60.3           | 61.3            | 62.3           |
| 町有バス利用者数  | 人/年 | 6,814          | 7,500           | 8,000          |
| 市内循環線利用者数 | 人/年 | 24,931         | 26,000          | 27,500         |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 高規格道路などの整備促進

- ①高規格道路の早期整備、及び国道・道道の整備促進に向けて、国・道への要望活動に取り組みます。

### (2) 安全な道路環境づくり

- ①計画的な町道の整備を行うほか、既設道路の老朽化対策に取り組みます。  
②安全な道路環境のため、橋梁や道路付属施設などの維持管理、適切な除雪・防雪体制を図ります。

### (3) 効率的な地域交通の推進

- ①少子高齢化社会を見据えた地域交通のあり方を検討し、各種バス路線や実施体制を含めた効率的・効果的な運行体制の推進に努めます。

### (4) 安定した航空路線の維持・活用

- ①北海道をはじめ関係する市町と連携を取りながら積極的な PR 活動等、利用促進に向けた航空ネットワーク事業の維持・拡充に取り組みます。

## みんなの行動目標

- 町内の路線バスを積極的に利用しましょう。  
○中標津空港を利用しましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名                | 計画期間                     |
|--------------------|--------------------------|
| 中標津町公共土木施設維持管理基本方針 | 令和元（2019）年度～             |
| 中標津町道路整備 5 箇年計画    | 令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度 |
| 地域公共交通計画           | 令和 6（2024）年度～            |



# 第4章 住みやすいまちづくり

## 4 住環境の充実

【関連する SDGs】



### 現状と課題

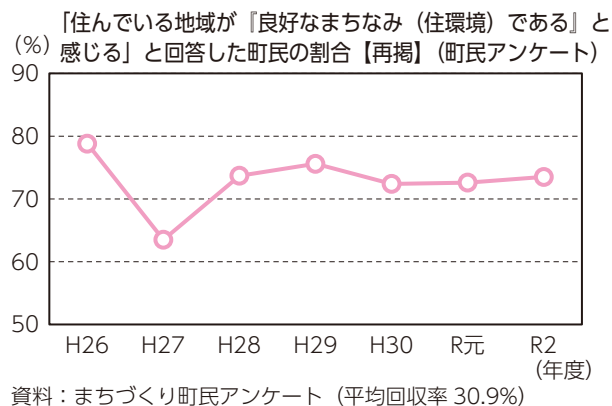
住宅は人々の生活基盤であり、成熟した社会においてはゆとりある空間を活かした住宅地等の形成が大切です。

そのためには、事業者への適切な宅地開発の指導や誘導と、将来に向けた良好な住宅を維持することが望めます。

また、公営住宅は、住宅に困窮する町民へ低廉な家賃で供給し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としていますが、施設老朽化や人口減少に伴う民間借家の空室率増加などの課題もあり、適正な管理戸数の検討や、時代に適した新たな公営住宅のあり方の検討が求められています。

さらに、近年は空き家・空き地の増加が課題となっており、発生の抑制を図るとともに、既にある空き家・空き地については、その利活用の方法を検討し、官民連携による有効活用を図ることで、良好な住環境の形成に結びつける必要があります。

公園・緑地などのオープンスペースについては、人々の憩いとレクリエーションの場となるほか景観の向上、住環境の改善、災害時の避難場所など多様な機能を有しています。そのため、適切な維持管理により安全性の向上を図るとともに、様々な活用に向けて利便性の向上を図る必要があります。



### 目指す姿

多様化するライフスタイルやワークスタイルに対応し、地域に愛着を持って安心・快適に住み続けられるまちを目指します。

### 成果指標

| 指標名                                    | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|----------------------------------------|----|----------------|-----------------|----------------|
| 住んでいる地域が「良好なまちなみ（住環境）である」と感じる町民の割合【再掲】 | %  | 73.5           | 75.0            | 77.0           |

## つながる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 良好な住宅地の形成

- ①ゆとりある空間を活かした良好な住宅地となるよう、開発指導や誘導を行います。

### (2) 安全・安心な住まいの充実

- ①公営住宅の適正な管理戸数を見定め、維持保全や整備を推進するとともに、社会情勢の変化に対応した新たな視点での公営住宅のあり方についての検討を行います。
- ②長期に渡り安心して、快適に暮らせる住環境を維持することができる取り組みを推進します。

### (3) 空き家・空き地対策の推進

- ①所有者への啓発による空き家・空き地の発生予防や利活用の推進など、官民連携による取り組みと、関係法令に基づいた適正な対応を推進します。

### (4) 公園・緑地の充実

- ①公園施設の計画的な修繕・改築・更新を行い、利用者の安全性や利便性向上を図ります。
- ②オープンスペースとしての地域での利用に対応するため、市街地緑地の適切な維持管理に努めます。

## みんなの行動目標

- 住環境を整え、心豊かな生活をめざしましょう。
- 緑地・公園施設を大切に使いましょう。
- 工場や商業施設などの緑化を進めましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名             | 計画期間                           |
|-----------------|--------------------------------|
| 中標津町住生活基本計画     | 平成 30 (2018) 年度～令和 9 (2027) 年度 |
| 中標津町公営住宅等長寿命化計画 | 平成 30 (2018) 年度～令和 9 (2027) 年度 |
| 都市公園施設長寿命化計画    | 令和 3 (2021) 年度～令和 12 (2030) 年度 |



# 第4章 住みやすいまちづくり

## 5 消防・防災・減災の充実

〔関連するSDGs〕



### 現状と課題

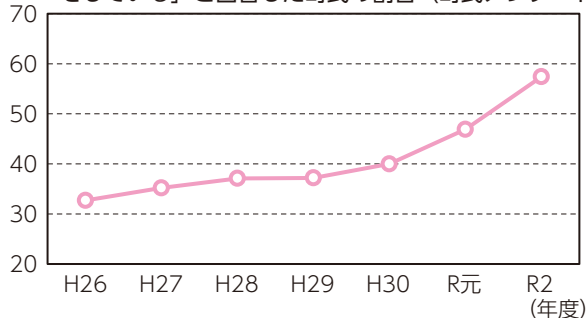
町民の暮らしの変化に伴い、災害や事故は多様化・複雑化してきており、千島海溝での大地震が懸念されているなど、町民の生命・財産を守るためにはこれまで以上に消防体制と防災・減災体制の充実が求められています。

消防体制の充実に向けては、消防車両や施設・機械器具等の維持・更新に努めるとともに、消防職員の資質向上と、消防団員の習熟度の向上に努め、災害による被害を最小限に抑えることが必要です。また、消防団員の充足率は概ね90%程度となっており、今後も定数確保に向けた取り組みを進める必要があります。

防災・減災体制の充実に向けては、多言語化や多様な媒体に対応した災害時の情報伝達機能の強化や、計画的な防災備蓄品の整備等を進めるとともに、災害時の人的・物的支援受入について応援・受援側の役割を明確にし、その実効性を高める必要があります。

また、大規模災害時には行政による「公助」だけでなく、町民が自分の身を守る「自助」、町民同士で助け合う「共助」が重要となっています。「自助」の強化に向けた家庭での災害への備えは、徐々に町民に浸透してきている状況もあり、今後も、災害に対する町民意識の高揚を図るとともに、自助・共助・公助の有機的な連携により地域防災力の向上を図る必要があります。

「日頃から家庭で災害（地震や風雪災害など）への備えをしている」と回答した町民の割合（町民アンケート）



火災発生件数（件／年）（死者数（人／年））

|        | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 火災発生件数 | 11  | 13  | 6   | 10  | 12  | 10  | 17  |
| （死者数）  | （1） | （1） | （0） | （0） | （1） | （0） | （3） |

資料：町独自集計

### 目指す姿

防災・減災、消防力の強化や感染症防止など、迅速な復旧・復興のための総合的な取り組みが強化されるとともに、危機管理に対する町民の意識や地域防災力が高まった、災害などに強いまちを目指します。

### 成果指標

| 指標名                     | 単位     | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|-------------------------|--------|----------------|-----------------|----------------|
| 日頃から家庭で災害への備えをしている町民の割合 | %      | 57.4           | 70.0            | 80.0           |
| 自主防災組織の結成率（組織化率）        | %      | 51.2           | 57.0            | 62.0           |
| 条例定数の消防団員数（130 名）       | 人      | 115            | 123             | 130            |
| 火災発生件数（死者数）             | 件(人)／年 | 17 (3)         | 10 (0)          | 10 (0)         |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 消防・救急体制の充実

- ①消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図り習熟度を高めます。
- ②消防体制充実のため、車両・設備・機械器具等の適切な維持管理を行います。
- ③火災に対する町民意識を高めるとともに、違反防火対象物に対して適切な防火指導を行えるよう指導水準向上を図ります。

### (2) 防災・減災体制の強化

- ①職員の災害対応・危機管理体制や、計画的な防災備蓄品等の整備、必要な避難所の指定・整備を図るなど、防災・減災体制の強化を図ります。
- ②災害時の確実な情報伝達に向け、多言語を含めた様々な手段での情報伝達を図るとともに、地域コミュニティ組織との連絡体制の整備強化を図ります。
- ③平時から災害時要配慮者の避難支援体制を整備するとともに、災害時の人的・物的支援受入について応援・受援側の役割を明確にし、実効性を高めます。

### (3) 地域防災力の向上

- ①防災知識の普及啓発や防災訓練の実施などにより、災害に対する町民意識の高揚を図ります。
- ②地域の自主防災組織結成や防災リーダー養成などを推進するとともに、住宅・建築物耐震化率向上と、家庭内・事業者内備蓄を促進し、自助・共助・公助の有機的な連携による地域防災力の向上を図ります。

### (4) 治水対策の促進

- ①豪雨による河川の氾濫から町民の財産を守るため、河川の維持管理と護岸整備を行います。

### みんなの行動目標

- 日頃から家庭や地域で災害発生時の行動について話し合しましょう。
- 災害に備え、日頃から防災訓練などに参加しましょう。
- 住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 災害時の情報入手方法を複数持ちましょう。
- まわりに情報入手が苦手な人がいれば、情報共有をしましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名          | 計画期間                           |
|--------------|--------------------------------|
| 中標津町地域防災計画   | —                              |
| 中標津町国民保護計画   | —                              |
| 中標津町水防計画     | —                              |
| 中標津町耐震改修促進計画 | 平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度 |
| 中標津町強靱化計画    | 令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度  |

# 第4章 住みやすいまちづくり

## 6 安全な生活環境の確保

〔関連するSDGs〕

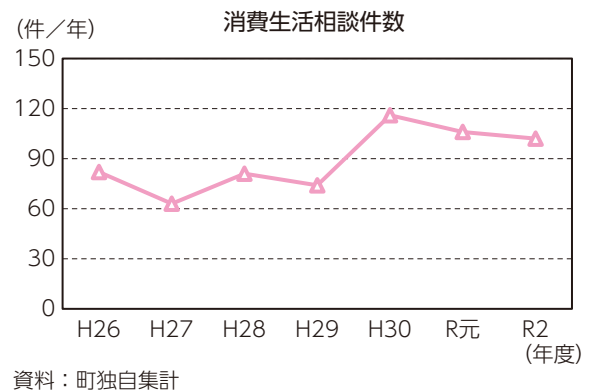
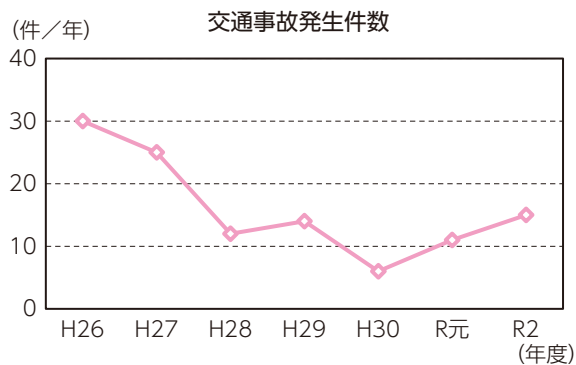


### 現状と課題

本町の防犯活動は、「安全で住みよいまちづくり推進協議会」が中心となって関係団体と連携し、町民の意識高揚に向けた啓発や広報活動を展開しています。近年の刑法犯の認知件数は減少傾向であり、今後も犯罪から町民を守る防犯活動を推進していく必要があります。

交通安全活動については、通学路でのスクールゾーン標示や、関係機関への交通安全施設の設置要請を行っているほか、町民の交通安全意識の高揚に向けた啓発活動や交通安全教室を実施しています。近年は、高齢者が関わる交通事故が増加していることから、その対策が求められています。

また、本町では悪質商法などから町民を守り安心して暮らせるよう、相談窓口の設置や町消費生活センターと連携して消費生活に関する正しい情報の周知を行っています。しかし、消費生活に関する事案はますます多様化・複雑化してきており、相談窓口の認知も町民の半数程度となっていることから、関係団体との連携強化とともに、相談窓口と啓発活動の充実を図る必要があります。



### 目指す姿

地域の連携により、犯罪や悪徳商法、交通事故などから町民を守ることのできる、安全で安心な住みよいまちを目指します。

### 成果指標

| 指標名      | 単位  | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|----------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| 交通事故発生件数 | 件/年 | 15             | 0               | 0              |
| 消費生活相談件数 | 件/年 | 102            | 100             | 100            |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 防犯対策の充実

- ①社会を明るくする運動や、関係機関・団体と連携し防犯意識の高揚を図り、犯罪から町民を守る防犯活動を推進します。
- ②防犯灯の省エネルギー化を図るとともに、夜間の犯罪発生の未然防止に向けた計画的な更新を行います。

### (2) 交通安全対策の充実

- ①交通事故防止の啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図ります。
- ②信号機及び標識などの整備については、町内会からの要望を踏まえて公安委員会に要請し整備を進めます。

### (3) 消費者対策の推進

- ①消費生活に関する正しい情報を町民へ周知し意識の高揚を図ります。
- ②町消費生活センターと関係機関の連携により消費者対策を推進するとともに、消費者の被害相談や救済等の相談窓口の充実と、消費生活に関する正しい情報の周知を図ります。

### みんなの行動目標

- 交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
- 地域での防犯活動に参加しましょう。
- 消費生活に関する知識の習得に努めましょう。
- 消費生活相談窓口を活用しましょう。



# 第4章 住みやすいまちづくり

## 7 環境保全の推進

〔関連する SDGs〕



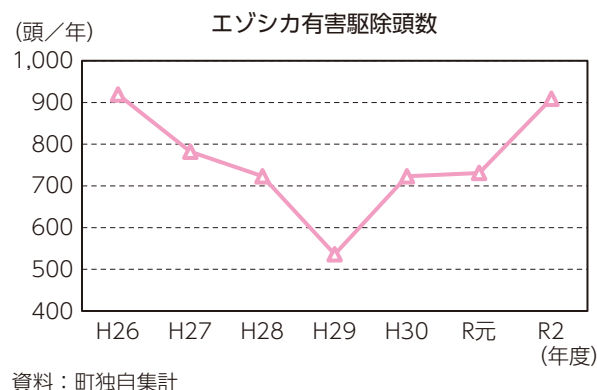
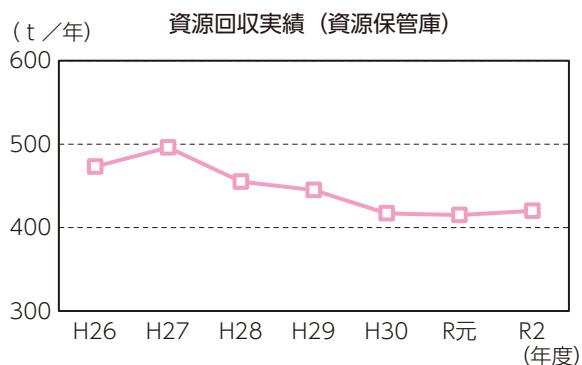
### 現状と課題

自然環境は、すべての生物にとって重要な基盤であり、人々に恵みややすらぎを与えてくれる貴重な存在です。国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこととしており、環境への負荷の低減や地球温暖化の抑制に向けた取り組みは、近年ますますその必要性を増してきています。

本町は、武佐岳をはじめとした山並みや、様々な生態系を維持する標津川などの河川、北海道遺産の格子状防風林など、豊かな自然環境を有しています。

その保全のためには、中標津町環境基本条例に基づく環境保全施策の検討・実施が求められており、生活排水や産業排水、し尿などの適正処理による水質保全や、森林の持つ多面的機能の保全をはじめ、環境保全のために地域でできる持続可能な取り組みを検討し、町民の環境保全意識の高揚や自主的な環境保全活動の促進を図りながら、環境負荷の低減や地球温暖化防止、省エネルギー対策などの取り組みを推進する必要があります。

同時に、カラス、キツネ、エゾシカなどの野生動植物については、農業被害や伝染病により経済基盤への悪影響が懸念されていますが、その対策を進めると同時に生態系の理解や生育環境の保全、適正な個体数管理などを図り、共存に向けた取り組みを推進する必要があります。



### 目指す姿

持続可能な社会に向けて地域でできる環境保全の取り組みを推進し、地球環境の保全をはじめ快適な生活環境づくりやまちの魅力向上を目指します。

### 成果指標

| 指標名           | 単位                 | 基準値<br>(R2 年度)                       | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|---------------|--------------------|--------------------------------------|-----------------|----------------|
| 公共施設温室効果ガス排出量 | kg-CO <sub>2</sub> | ※今後定める中標津町地球温暖化対策実行計画<br>(事務事業編) による |                 |                |
| エゾシカ有害駆除頭数    | 頭/年                | 909                                  | 850             | 800            |

## つな がる



## 主要施策

### (1) 環境保全推進体制の確立

- ①環境審議会において本町の取り組みを検討するとともに、推進体制を確立し、町に適した環境保全を推進します。
- ②各種啓発活動などにより、町民の環境保全意識の醸成を図ります。
- ③各種法令などに基づく、公害対策を実施します。

### (2) 水と緑の保全

- ①し尿などの生活排水や産業排水による河川への環境負荷の低減を図ります。
- ②森林の持つ多面的機能が発揮できるよう森林の再生と保全を図るとともに、カーボンオフセットの考え方に基づいた森林保全活動を推進します。

### (3) 野生動植物の保全

- ①野生動植物との共存に向け、経済基盤への影響や生態系を理解し、その生育環境の保全などを図ります。
- ②野生鳥獣の適正な個体数管理に取り組みます。

### (4) 地球温暖化防止対策の推進

- ①各種啓発活動などにより、町民や事業者の地球温暖化防止の意識の醸成を図ります。
- ②温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進します。

### みんなの行動目標

- 省資源・省エネルギー、環境への負荷の少ない生活に取り組みましょう。
- 河川・道路の清掃活動など、各地区・団体で取り組む環境美化活動を進めましょう。
- キツネやカラスなどに餌付けをしないようにしましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名                    | 計画期間                           |
|------------------------|--------------------------------|
| 中標津町環境基本計画             | 令和 3 (2021) 年度～令和 12 (2030) 年度 |
| 中標津町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) | 令和 4 (2022) 年度～令和 8 (2026) 年度  |
| 中標津町鳥獣被害防止計画           | 令和元 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度   |

# 第4章 住みやすいまちづくり

## 8 衛生環境の充実

〔関連する SDGs〕



### 現状と課題

社会が持続可能な環境を維持していくためには、環境負荷を低減し、資源を無駄なく利用していくことが重要です。

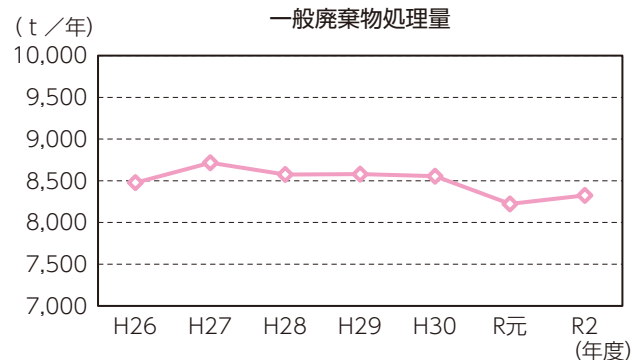
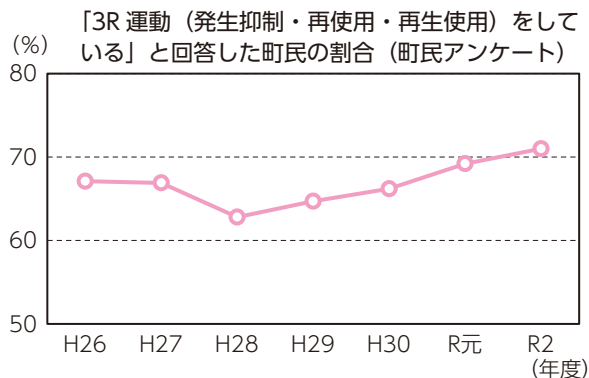
本町は、ごみを減らす（リデュース）、再使用する（リユース）、再資源化する（リサイクル）「3 R 運動」の取り組みを推進しており、徐々にその活動は町民に浸透しつつあります。

また、不法投棄対策に対しては根室管内共同の「ねむろ自然の番人宣言」及び中標津町きれいな街にする条例に基づき、関係機関との連携による巡回実施などを行い、その抑止力を高めています。

今後も継続して町民意識の啓発に努めるとともに、ごみの適正処理に向けた環境整備を進める必要があります。

白樺斎場は、平成 27 年度から新施設を供用開始しましたが、今後も広域的な運用や利用者の気持ちに配慮した施設運営を継続し、適切な管理運営を図る必要があります。

また、墓地については、近年、墓じまい等をする人が増加し、墓地に対する需要が減ってきていることから、合葬墓等の整備も含めてその方向性を検討する必要があります。



### 目指す姿

3 R 運動の推進による循環型社会の形成と、不法投棄抑制や墓地・斎場管理による衛生環境の充実に努め、清潔で住みよいまちを目指します。

### 成果指標

| 指標名      | 単位    | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|----------|-------|----------------|-----------------|----------------|
| 一般廃棄物処理量 | t / 年 | 8,325          | 8,018           | 7,812          |
| 資源物処理量   | t / 年 | 1,132          | 1,213           | 1,271          |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 循環型社会の形成

- ①ごみの減量化や適正処理及び資源物の分別徹底などによるリサイクルを推進します。
- ②警察や町内会等と連携した不法投棄対策や巡視パトロール等を実施し、不法投棄への抑止力を高めます。

### (2) 斎場運営と墓地管理

- ①白樺斎場の利用しやすさに配慮した施設運営に努めます。
- ②墓地の維持管理に努めるとともに、町民ニーズを踏まえた合葬墓等の整備を検討します。

### みんなの行動目標

- リサイクルの推進、生ごみの堆肥化などごみの減量化に取り組みましょう。
- 不法投棄の防止に向け、環境美化に努めましょう。



# 第4章 住みやすいまちづくり

## 9 上・下水道の充実

〔関連する SDGs〕



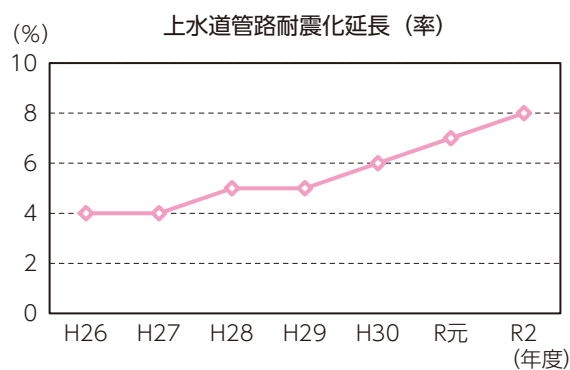
### 現状と課題

水道は「安全・安心な水道水を供給する」という使命を担っており、また、下水道は快適で衛生的な生活環境を維持するための重要な都市施設です。その役割は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に加え、基幹産業である農業や地域内の経済産業活動の活性化においても重要となっています。

本町では、水道事業と簡易水道事業、下水道事業（集合型下水）を実施しており、施設の維持管理と計画的な更新・整備を行ってきましたが、今後は、大規模災害時においてライフラインの維持を図るため、施設や管路の耐震化を進める必要があります。

また、全国的に上・下水道事業は厳しい財政状況の中にあり、経営・資産状況の「見える化」を図るなど、一層の経営基盤の強化が求められています。

本町においても、簡易水道事業と下水道事業において、「見える化」に向けた地方公営企業法適用を進めているところであり、持続可能な事業運営に向けて、適正な料金設定を含めて検討し、健全財政を推進する必要があります。



資料：町独自集計

### 目指す姿

安定したライフラインの確保のため上下水道施設の耐震化を進めるとともに、持続可能な事業運営に向け健全経営を目指します。

### 成果指標

| 指標名           | 単位 | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|---------------|----|----------------|-----------------|----------------|
| 上水道管路耐震化延長（率） | %  | 8              | 11              | 17             |
| 配水池耐震化率       | %  | 40             | 86              | 100            |
| 終末処理場電力消費率※   | %  | 100            | 97              | 94             |

※令和2年度を100%とした指数

## つな がる

|                    |                  |              |         |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 安全・安心な水道水の供給

- ①安全確実な浄水施設の維持管理と水質管理を実施します。
- ②水道の有収率確保のため水道管路の漏水調査を行うほか、上水道施設の維持管理の効率化に向けた電子化などに取り組めます。
- ③計画的かつ効率的で災害に強い施設の更新・再整備を行います。

### (2) 下水の集合処理の推進

- ①終末処理場の負担軽減や環境負荷の低減のための整備を行います。
- ②下水道施設の維持管理の効率化に向けた電子化などに取り組めます。
- ③計画的かつ効率的で災害に強い施設の更新・再整備を行います。

### (3) サービスの向上

- ①料金・使用料・負担金等の納入方法や諸手続きの改善など、新たなサービスを含めたサービスの向上を図ります。

### (4) 経営基盤の強化と効率的な事業経営

- ①持続可能な事業経営を行い、経営状況の見える化のほか、適正な料金設定や健全財政の推進を図ります。

## みんなの行動目標

- 節水に努め、水資源の維持に取り組ましよう。
- 下水道整備区域では、下水道への接続に努めましよう。

## 関連する主な計画

| 計画名       | 計画期間                           |
|-----------|--------------------------------|
| 水道事業基本計画  | 平成 27 (2015) 年度～令和 6 (2024) 年度 |
| 水道ビジョン    | 平成 27 (2015) 年度～令和 6 (2024) 年度 |
| 下水道事業計画   | 平成 28 (2016) 年度～令和 3 (2021) 年度 |
| 下水道中期ビジョン | 平成 27 (2015) 年度～令和 6 (2024) 年度 |



# 前期基本計画 第5章

---

## 郷土愛あふれるまちづくり [教育・文化分野]

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の推進
- 3 スポーツの振興
- 4 地域文化の振興

# 第5章 郷土愛あふれるまちづくり

## 1 学校教育の充実

〔関連するSDGs〕



### 現状と課題

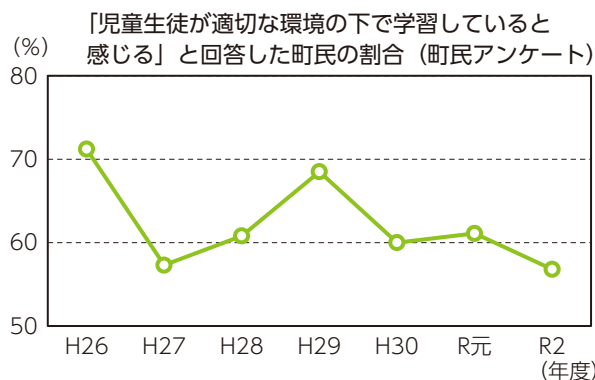
国際化や情報化など、児童生徒が急激な変化を続ける社会を生き抜いていくためには、知識や技能の習得に加え、それらを活用できる思考力、判断力、表現力を身に付け、学びに向かう力や人間性を育てることが重要です。

本町では、児童生徒の義務教育9年間を通した継続的な教育活動のため、町内全校で小中一貫教育を推進しており、生徒指導や相談体制の充実と合わせて、学力向上と心身の健全育成を図っています。また、地域との関わりを重視した教育を進め、学校、家庭、地域が一体となった地域の総合力による教育活動を推進しています。

今後も、関係機関と連携しながら教育活動の充実に努めるとともに、町の良さや特性を生かした教育により、より一層地域に根差した教育を推進していく必要があります。

同時に、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設や学習環境の整備に取り組む必要があります。

町立中標津農業高等学校については、農業で地域とつながる特色ある学校を目指して「食」を中心とした学校の魅力向上を図っており、年々生徒数は増加しています。今後も、地域住民や地元企業等との連携により、更なる学校の魅力向上に努める必要があります。



町立中標津農業高等学校生徒数（人／年）

※各年度4月時点

| H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 95  | 88  | 77  | 70  | 71  | 100 | 113 |

資料：町独自集計

### 目指す姿

子どもたちが安心して充実した学校生活を送りながら、学校、家庭、地域が一体となった教育活動により「生きる力」を育むことを目指します。

### 成果指標

| 指標名                                  | 単位 | 基準値<br>(R2 年度)         | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|--------------------------------------|----|------------------------|-----------------|----------------|
| 学校、家庭、地域が一体となって教育活動を進めていると感じている町民の割合 | %  | —<br>※アンケートで<br>新規設問設定 | 40.0            | 50.0           |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) 幼児教育の充実

- ① 幼児教育体制の充実を図ります。

### (2) 学力向上・健全育成の推進

- ① 町内全校で小中一貫教育を核とした学校間連携の推進に努めます。
- ② 子どもたちの学力向上のため、学習意欲を高めるとともに教職員の指導力向上を図ります。
- ③ 障がいのある子どもの教育的ニーズに応える、特別支援教育の充実に努めます。
- ④ 1人1台の情報機器端末を活用し、子どもたちが主体的に学ぶための教育実践や、国際化社会に対応した外国語教育を推進します。
- ⑤ 子どもたちの心身の健全育成に向けた教育と、生徒指導や相談体制の充実を図ります。
- ⑥ 教職員の指導力・教育力向上及び地域の教育力向上に向けた教育関係団体への支援を行います。

### (3) 地域との連携強化

- ① 地域と学校の連携協力を進め、地域の総合力による教育活動を推進します。
- ② 地域の歴史・文化や商工業、農業などの産業を学ぶ機会を拡充し、町の良さや特性を生かした郷土愛を深める教育を推進します。

### (4) 教育環境の充実

- ① 子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、総合的・長期的な視点で学校教育系施設の整備・維持管理・必要な機能向上を図るとともに、学習環境の整備に取り組みます。
- ② 学校給食センターの運営体制などについて検討を行うとともに、地場産品の活用を含めた学校給食の充実を図ります。
- ③ 教育の機会均等を図るため、経済的負担軽減のための支援を行います。

### (5) 町立中標津農業高等学校の充実

- ① 地場産品等を活用し、地域との連携による「食」を中心とした学校の魅力向上を図ります。
- ② 生徒数の安定確保を目指し就学環境支援の効率的・効果的な見直しを定期的に行います。
- ③ 国際理解を高める教育を推進します。

## みんなの行動目標

- 基本的な生活習慣、しつけなど家庭における教育に力をいれましょう。
- 保護者会やPTA活動などへ積極的に参加しましょう。
- これまで培ってきた人生経験や専門性を生かし、子どもたちの学習活動を支援しましょう。
- 子どもの犯罪被害や事故などの防止に向けて、地域で子どもを見守りましょう。
- 地域活動などに積極的に参加し、子どもたちと関わり合いましょう。
- 社会ルールを守り、子どもの模範となりましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名            | 計画期間                     |
|----------------|--------------------------|
| 中標津町学校施設長寿命化計画 | 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度 |

# 第5章 郷土愛あふれるまちづくり

## 2 生涯学習の推進

〔関連する SDGs〕

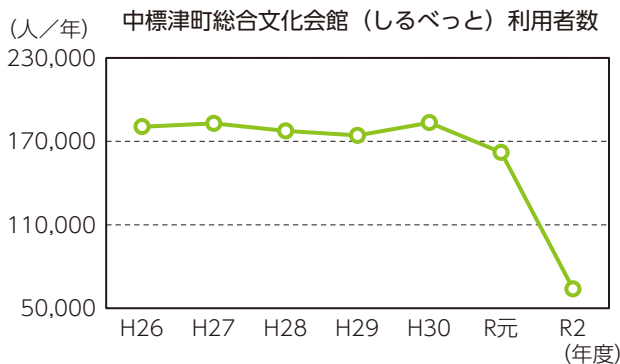


### 現状と課題

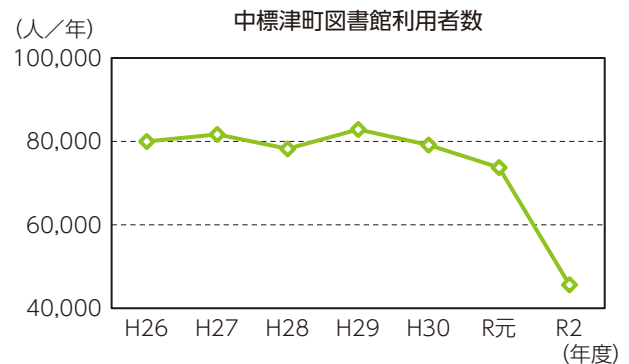
生涯学習<sup>※27</sup>は、日常の生活課題や地域での課題、社会の変化に伴う課題などの解決に必要な知識や技術を身に付け、生きがいを持って暮らす上で重要な役割を担っています。

生涯学習の普及のためには、学習・体験・交流機会の提供と適切な情報提供が必要であり、また、学習成果を地域社会に還元できるような機会づくりや動機づくりも重要となっています。

そのためにも、社会教育活動や家庭教育活動を行う団体や個人の活動を後押しするとともに、活動の拠点となる施設の運営充実を図り、多くの方に利用していただくことが必要です。特に郷土館は老朽化が進んでおり、今後文化財の利活用を含めた整備の方針を検討する必要があります。



資料：利用実績状況報告



資料：利用実績状況報告

### 目指す姿

町民が生涯にわたって学習するため、「場所」「機会」の提供及び様々な生涯学習情報が町民にいきわたるシステムの構築を目指します。

### 成果指標

| 指標名                       | 単位  | 基準値<br>(R2 年度)         | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|---------------------------|-----|------------------------|-----------------|----------------|
| らいふまっぷ・社会教育施設ホームページの町民満足度 | %   | —<br>※アンケートで<br>新規設問設定 | 40.0            | 50.0           |
| 生涯学習活動を通して生きがいを感じる町民の割合   | %   | —<br>※アンケートで<br>新規設問設定 | 30.0            | 40.0           |
| 中標津町総合文化会館・中標津町図書館の利用者数   | 人/年 | 109,501                | 200,000         | 250,000        |

## つな がる

|                    |                  |              |         |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

## (1) 生涯学習活動の普及促進

- ①生涯学習講座の実施や各種情報媒体などによる情報提供を進め、生涯学習社会における様々な形態の学習機会の提供を図ります。
- ②社会教育活動及び家庭教育活動推進のため関係団体を支援するとともに、児童生徒の遠征の支援を行います。

## (2) 生涯学習環境の充実

- ①社会教育施設（総合文化会館など）の運営充実を図るとともに、老朽化の見られる施設の修繕・改修を計画的に行い、利用の促進と拡大を図ります。
- ②郷土館の関連施設を含めた整備方針を検討します。

## みんなの行動目標

- 社会教育施設（総合文化会館など）を積極的に活用しましょう。
- 趣味や家庭学習の機会などを積極的に広げましょう。
- 生涯学習活動の成果をまちづくり活動に生かしましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名             | 計画期間                       |
|-----------------|----------------------------|
| 中標津町生涯学習推進計画    | 令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度 |
| 中標津町文化財保存活用地域計画 | 令和 6（2024）年度～              |



## ※ 27 生涯学習

一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習。

# 第5章 郷土愛あふれるまちづくり

## 3 スポーツの振興

〔関連する SDGs〕



### 現状と課題

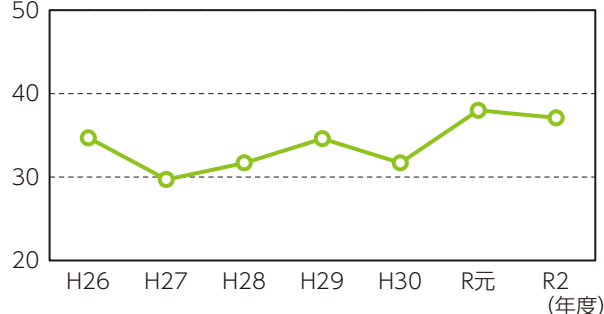
町民一人ひとりが健康で充実した毎日を送るためには、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりが重要です。

平成 28 年に供用開始した総合体育館をはじめとする町内各スポーツ施設では、スポーツ活動や健康づくりの拠点施設として様々な行事や大会が行われており、その内容や施設の運営体制の充実を図ることで、町民の参加促進につなげる必要があります。

同時に、スポーツ活動に取り組む町民や団体の活動を後押しするとともに、様々な媒体を通して広報・啓発活動に取り組み、町民のスポーツ・健康づくり意識の醸成を図ることも必要です。

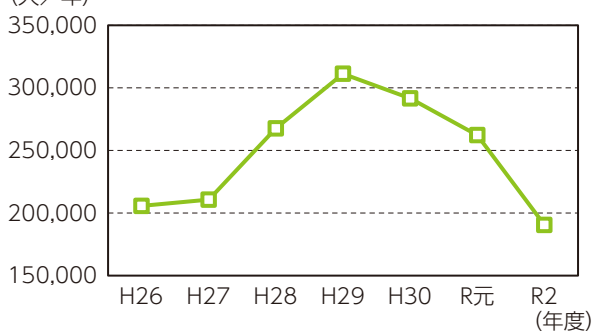
また、本町では、スポーツ合宿の場として選択される機会が増加しており、本町の知名度や競技力・指導力の向上、スポーツを通じた交流促進につながっています。人口減少・少子高齢化社会においては、今後ますます、町外の人と関わり、呼び込むことが重要となっていることから、スポーツ合宿をはじめ様々な大会・イベントを通じた交流人口・関係人口拡大の取り組みを推進する必要があります。

「運動やスポーツに取り組んでいる」と回答した町民の割合（町民アンケート）



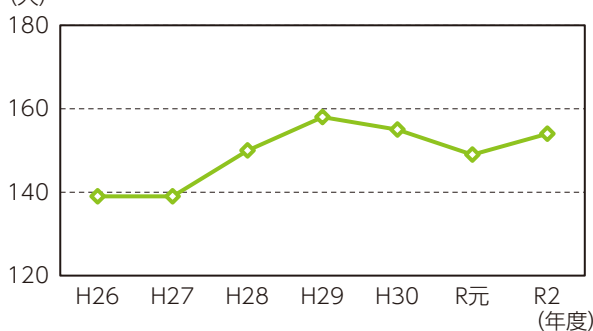
資料：まちづくり町民アンケート（平均回収率 30.9%）

体育施設の利用者数



資料：利用実績状況報告書

スポーツ指導者登録者数



資料：少年団本部データ

### 目指す姿

町民のライフステージに応じたスポーツ活動の「場所」と「機会」の提供及び健康増進のために必要な情報提供や指導者の人材確保・育成を目指します。

### 成果指標

| 指標名                  | 単位  | 基準値<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|----------------------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| 運動やスポーツに取り組んでいる町民の割合 | %   | 37.1           | 45.0            | 50.0           |
| 体育施設の利用者数            | 人/年 | 190,485        | 250,000         | 300,000        |
| スポーツ指導者登録数（累計）       | 人   | 154            | 180             | 200            |

## つな がる

| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

### (1) スポーツ活動の普及促進

- ①スポーツを通じた体力増進・健康増進に関する広報・啓発活動を推進し、町民のスポーツ・健康づくりの意識高揚に努めます。
- ②各種スポーツ行事・大会、スポーツ教室等の内容充実及び運営体制充実を図り、参加促進に努めます。
- ③スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図るとともに、スポーツ団体への支援を行います。

### (2) スポーツ環境の充実

- ①老朽化の進んだスポーツ施設の修繕・改修を計画的に行うとともに、利用促進と有効活用に努めます。

### (3) スポーツによる交流促進

- ①スポーツ合宿や大会誘致支援、スポーツイベントの開催等により交流・関係人口の増加を図ります。

### みんなの行動目標

- 年齢・体力に応じた、定期的なスポーツをしましょう。
- イベントや各種スポーツ大会へ積極的に参加しましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名          | 計画期間                           |
|--------------|--------------------------------|
| 中標津町スポーツ振興計画 | 令和 3 (2021) 年度～令和 12 (2030) 年度 |



# 第5章 郷土愛あふれるまちづくり

## 4 地域文化の振興

〔関連するSDGs〕



### 現状と課題

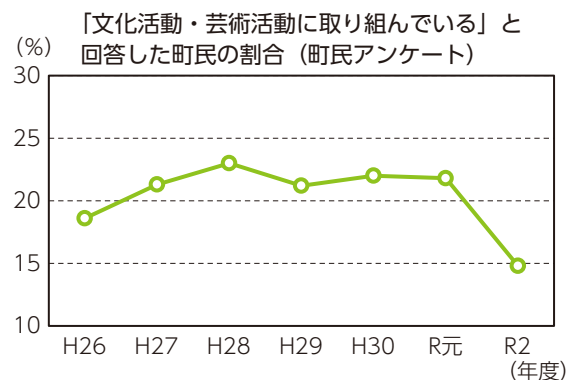
文化・芸術に触れ、創作し、表現する機会を増やすことは、人々の創造性と表現力を高めるとともに、深い感動や喜びを通して、心の豊かな活力のある地域社会の形成に重要な役割を果たします。

また、本町の歴史や文化・自然を理解することは、ふるさとを愛し、誇りに思う気持ちや、伝統を尊重する心を育むことにつながります。

本町は、総合文化会館を中心に、多様な文化・芸術を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の充実に努めるとともに、文化・芸術活動を行う町民や団体の活動を後押しするなど、文化・芸術活動の普及促進を図っています。

今後も、文化・芸術に触れる機会や質の向上を図っていく必要があります。

また、本町の文化財（建造物）は老朽化が進んでおり、後世に町の歴史や文化を伝える遺産として、その活用の方法と適切な保護・保存が求められています。今後、文化財を活かしたまちづくりを進めるため、町民の文化財保護意識の醸成を図るとともに、関係機関との検討を重ね、その方針を定める必要があります。



資料：まちづくり町民アンケート（平均回収率 30.9%）

### 目指す姿

文化・芸術活動を実践する町民が増え、その技術や知識が次世代に継承されるとともに、多くの町民が行政や関係団体と連携し、文化財の保存・活用に携わることを目指します。

### 成果指標

| 指標名                                     | 単位 | 基準値<br>(R2 年度)         | 中間目標<br>(R7 年度) | 目標<br>(R12 年度) |
|-----------------------------------------|----|------------------------|-----------------|----------------|
| 文化・芸術活動に取り組んでいる町民の割合                    | %  | 14.8                   | 20.0            | 25.0           |
| 町内に、歴史や自然・文化を後世に伝えるため、残したいと思うものがある町民の割合 | %  | —<br>※アンケートで<br>新規設問設定 | 40.0            | 50.0           |

## つな がる

|                    |                  |              |         |
|--------------------|------------------|--------------|---------|
| 町民・団体・企業・<br>行政の協働 | 関係人口・交流<br>人口の拡大 | 横断的連携の<br>強化 | 広域連携の強化 |
| 1                  | 2                | 3            | 4       |

## 主要施策

## (1) 文化・芸術活動の普及促進

- ①文化の継承や、次世代の担い手を発掘し、指導者としての育成・確保を図るとともに、文化団体への支援を行います。
- ②文化芸術施設の運営体制の充実を支援し、文化行事の企画・開催及び内容の充実を図ります。
- ③多様な文化・芸術を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の充実に努めます。

## (2) 文化・芸術環境の充実

- ①老朽化の見られる施設の修繕・改修を計画的に行い、利用の促進と拡大、有効活用を図ります。

## (3) 文化・芸術による交流促進

- ①コンサート、各種講演会等の開催を通して交流・関係人口の増加を図ります。

## (4) 文化財の保護と活用

- ①文化財保護推進と啓発を行うとともに、適切な保護・保存・活用を行うための方針を定め、関係機関と連携しながら地域振興や観光振興を見据えた文化資産を活かしたまちづくりを検討します。

## みんなの行動目標

- 文化・芸術活動に積極的に参加しましょう。
- わが町の歴史を学び、地域文化を伝承しましょう。
- 町の財産である文化財の保存・保護に協力しましょう。

## 関連する主な計画

| 計画名             | 計画期間                     |
|-----------------|--------------------------|
| 中標津町生涯学習推進計画    | 令和3（2021）年度～令和12（2030）年度 |
| 中標津町文化財保存活用地域計画 | 令和6（2024）年度～             |



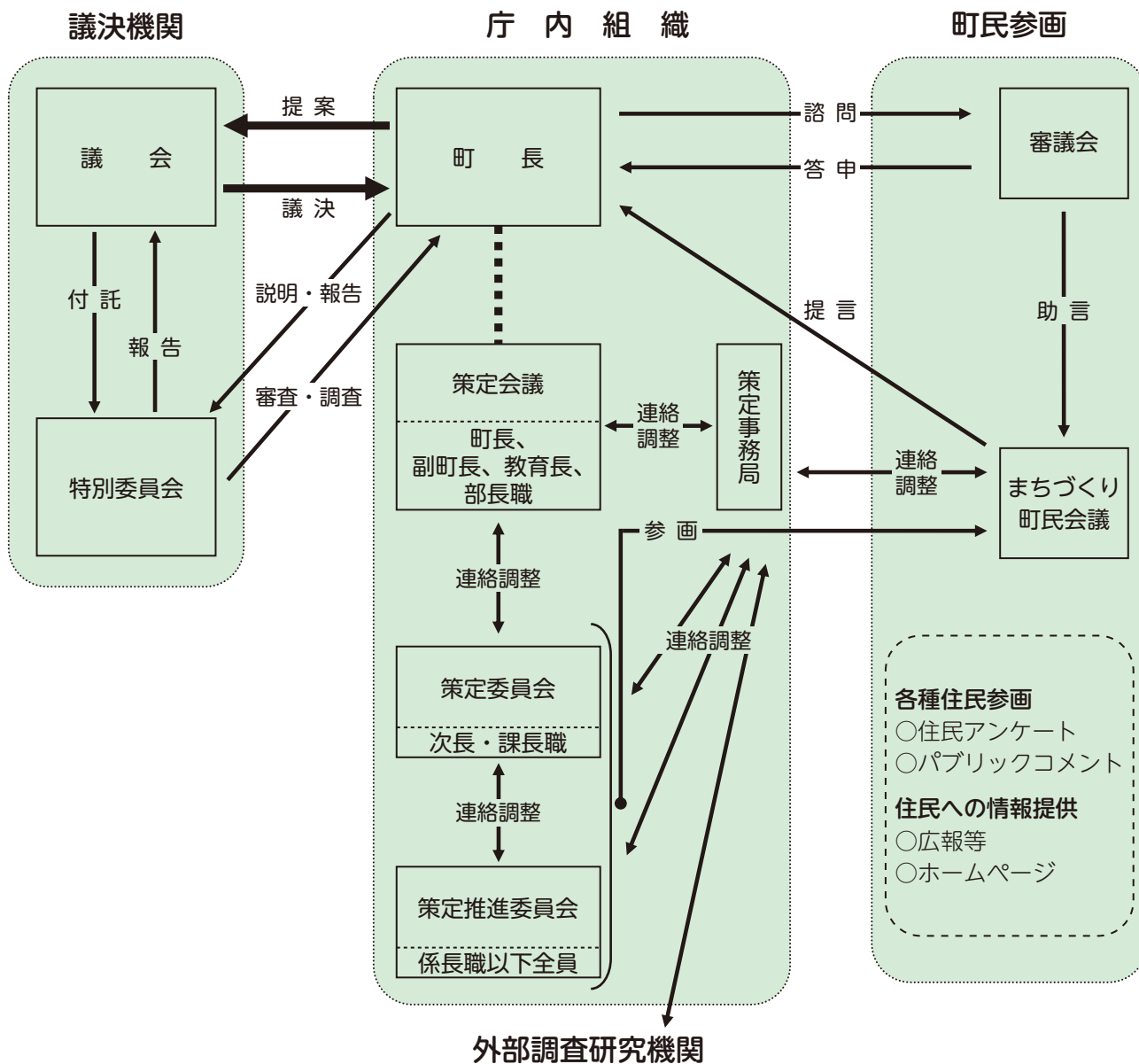


# 資料編

---

- 1 第7期中標津町総合計画策定推進体制図
- 2 庁内組織の構成
- 3 (仮称) 第7期中標津町総合計画等特別委員会
- 4 中標津町総合発展計画審議会
- 5 中標津町まちづくり町民会議
- 6 第7期中標津町総合計画策定に関する諮問
- 7 第7期中標津町総合計画策定に関する答申
- 8 第7期中標津町総合計画策定経過
- 9 用語説明

## 1 第7期中標津町総合計画策定推進体制図



## 2 庁内組織の構成

### 総合計画策定会議

| 委員長 | 副委員長 | 委 員                                                       |
|-----|------|-----------------------------------------------------------|
| 町長  | 副町長  | 教育長、総務部長、町民生活部長、経済部長、建設水道部長、教育部長、会計管理者、町立病院事務長、議会事務局長、消防長 |

### 総合計画策定委員会・策定推進委員会

| 策定委員会      | 策定推進委員会   |
|------------|-----------|
| 全次長職及び全課長職 | 係長職以下の全職員 |

## 3 （仮称）第7期中標津町総合計画等特別委員会

任期：令和元年12月13日～令和2年9月2日

| 役職   | 委員名     |
|------|---------|
| 委員長  | 飯 島 実   |
| 副委員長 | 佐 藤 武 志 |
| 委 員  | 宗 形 一 輝 |
|      | 高 橋 善 貞 |
|      | 水 石 幸 衛 |
|      | 吉 田 貫 一 |
|      | 松 村 康 弘 |

任期：令和2年9月3日～令和3年9月28日

| 役職   | 委員名     |
|------|---------|
| 委員長  | 松 村 康 弘 |
| 副委員長 | 佐 藤 武 志 |
| 委 員  | 宗 形 一 輝 |
|      | 高 橋 善 貞 |
|      | 佐 野 弥奈美 |
|      | 吉 田 貫 一 |
|      | 鈴 木 克 弘 |

## 4 中標津町総合発展計画審議会

| 役 職 | 氏 名     | 所属団体等                   | 備 考         |
|-----|---------|-------------------------|-------------|
| 会 長 | 渡 部 徳 樹 | 社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会      |             |
| 副会長 | 廣 木 智   | 中標津町商工会                 |             |
| 委 員 | 雨 宮 慶 一 | 一般財団法人 中標津町文化スポーツ振興財団   |             |
|     | 大 川 泰 洋 | 連合北海道中標津地区連合会           |             |
|     | 小 田 康 夫 | 釧路弁護士会                  |             |
|     | 小野寺 学   | 中標津町全町内会連合会             |             |
|     | 加 藤 昌 之 | 一般社団法人 なかしべつ観光協会        |             |
|     | 川 野 弘 善 | 中標津建設業協会                |             |
|     | 熊 谷 昌 仙 | 計根別農業協同組合               |             |
|     | 栗 崎 勝 秀 | 中標津町消費者協会               |             |
|     | 栗 山 智 之 | 中標津町子ども子育て会議            |             |
|     | 佐々木 優   | 中標津町自治推進会議              |             |
|     | 白 井 守   | 中標津町農業協同組合              | R2.12.10 委嘱 |
|     | 舘 下 雅 志 | 公益社団法人 千島歯舞諸島居住者連盟中標津支部 |             |
|     | 宮 前 耕 史 | 国立大学法人 北海道教育大学 釧路校      |             |
|     | 宮 本 博 司 | 中標津町農業協同組合              | R2.12.10 解嘱 |
|     | 横 山 裕 充 | 中標津町小中学校校長会             |             |
|     | 吉 田 容 広 | 中標津金融協会                 |             |

※敬称略

## 5 中標津町まちづくり町民会議

| 役 職 | 氏 名     | 所属団体等                | 備 考       |
|-----|---------|----------------------|-----------|
| 会 長 | 武 田 健 治 | 中標津町農業委員会            |           |
| 副会長 | 端 裕 子   | 中標津町全町内会連合会          |           |
| 委 員 | 飯 野 哲 弥 | 公募                   |           |
|     | 伊 勢 真 和 | 中標津町商工会              |           |
|     | 大 佛 司   | 中標津町障害児者連絡協議会        |           |
|     | 金 曾 義 仁 | 一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団 |           |
|     | 川 野 真 由 | 公募                   |           |
|     | 小 柳 ひろみ | 中標津町民生委員児童委員協議会      |           |
|     | 櫻 井 純 一 | 公募                   |           |
|     | 佐々木 亮 介 | 一般社団法人 なかしべつ観光協会     |           |
|     | 佐 藤 真理子 | 公募                   |           |
|     | 田 村 浩 一 | 東北海道木材協会標津支部         |           |
|     | 千 野 智 彦 | 社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会   |           |
|     | 中 本 康 太 | 中標津町農業協同組合           |           |
|     | 平 山 光 生 | 一般社団法人 中標津青年会議所      | R2.9.2 解嘱 |
|     | 深 見 亮   | 計根別農業協同組合            |           |
|     | 袈 田 眞 弓 | 公募                   |           |
|     | 本 間 玲 子 | 公募                   |           |
|     | 松 崎 武 志 | 計根別地域総合振興対策協議会       |           |
|     | 吉 田 英 樹 | 中標津町小・中学校 PTA 連合会    |           |
|     | 渡 邊 博 佳 | 公募                   |           |

※敬称略

## 6 第7期中標津町総合計画策定に関する諮問

令和元年 12 月 20 日

中標津町総合発展計画審議会

会 長    渡   部    徳   樹   様

中標津町長   西   村    穰

（仮称）中標津町第7期総合計画について（諮問）

中標津町の総合的、計画的な地域経営を進めていく上で、基本的な指針となる、（仮称）中標津町第7期総合計画の基本構想・基本計画の策定について、中標津町総合発展計画審議会条例第2条に基づき、調査、助言、審議して頂きたい、諮問いたします。

## 7 第7期中標津町総合計画策定に関する答申

令和3年9月3日

中標津町長 西 村 穰 様

中標津町総合発展計画審議会  
会 長 渡 部 徳 樹

（仮称）中標津町第7期総合計画の答申について

令和元年12月20日に本審議会へ諮問された（仮称）中標津町第7期総合計画の基本構想・基本計画の策定について、「中標津町まちづくり町民会議」及び「（仮称）中標津町第7期総合計画策定委員会」と意見交換を重ねて策定した最終案を慎重に審議した結果、適当と認めます。

なお、別紙のとおり審議会としての意見をまとめましたので、その意見を付して答申いたします。

## 答 申

### 1. 基本構想

平成 23 年度から 10 箇年計画として進められた、第 6 期中標津町総合発展計画基本構想は、「空とみどりの交流拠点・中標津～あつまるまち つながるまち ひろがるまち～」の将来像を掲げ、まちづくりの指針として大きな役割を果たしてきました。

この間、人口減少・少子高齢化は一層進み、平成 27 年国勢調査で初めて中標津町人口が減少に転じたほか、地球温暖化による気候変動やインフラ・家屋の老朽化等、まちを取り巻く情勢は大きく変化しております。

このような課題に対応し、新たなまちの将来像「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津～住みたいまち 住み続けたいまち～」の実現を目指すためには、第 7 期計画の最大テーマである「つながる」と 4 つの基本理念を念頭に、あらゆる主体が互いに関わり協力し合うまちづくりを進める必要があります。

そして、そのための目標として掲げる 5 つの基本目標と 4 つの横断的な目標の達成に向けた施策の推進について、最大限努力していただくことを期待します。

「仮称」として諮問いただいた計画名称については、少子高齢化・人口減少社会を見据えた、「発展」だけではない、あらゆる総合的な計画として「第 7 期中標津町総合計画」としています。

### 2. 前期基本計画

基本構想で掲げる新たなまちの将来像「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津～住みたいまち 住み続けたいまち～」の実現に向けては、前期基本計画に掲載する 32 項目の施策を効果的に推進することが重要です。

そのため、それぞれの施策で掲げる「目指す姿」と「成果指標」の目標値達成に向けて、計画策定過程で提起された多くの意見を参考にするとともに、町財政面等もよく検討し、主要施策に基づく効果的な事務事業の検討・実施について期待します。

また、国連サミットで採択された国際目標である SDGs の各ゴールや、第 7 期計画の基本理念を体系化した横断的な目標は、全ての施策・事務事業に関わるものであることから、その推進にあたり最大限留意願います。

さらに、第 6 期中標津町総合発展計画から引き続き掲載する協働に向けた行動指針「みんなの行動目標」については、町民・団体・企業に十分浸透するよう努力いただくことを期待します。

最後に、新型コロナウイルス感染症が様々なことに影響を及ぼしており、収束の見通しがたかない状況ではございますが、このコロナ禍においても第 7 期計画に掲げる施策の積極的な推進をお願いいたします。

## 8 第7期中標津町総合計画策定経過

| 日 程               | 内 容                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------------------|
| 令和元年              |                                                                  |
| 6月19日             | 町長ヒアリング                                                          |
| 7月 1日～<br>7月31日   | 中標津町まちづくり町民アンケート<br>配布 2,500 票 有効回収数 660 票 有効回収率 26.4%           |
| 7月17日～<br>8月23日   | 中標津町まちづくり中高生アンケート<br>配布 453 票 有効回収数 306 票 有効回収率 67.6%            |
| 9月12日             | 第7期中標津町総合計画策定に向けたキックオフミーティング(職員説明会)                              |
| 12月 3日～<br>12月 6日 | 各課ヒアリング<br>※第6期総合発展計画後期基本計画の進捗状況について                             |
| 12月 4日            | 第1回中標津町まちづくり町民会議<br>※委嘱状交付、計画策定の概略、役員選出                          |
| 12月19日            | 第2回中標津町まちづくり町民会議<br>※まちづくり町民アンケート結果報告、ワールドカフェ                    |
| 12月20日            | 第1回中標津町総合発展計画審議会<br>※委嘱状交付、役員選出、審議会への諮問、まちづくり町民アンケート結果報告         |
| 令和2年              |                                                                  |
| 1月22日             | 第1回(仮称)第7期中標津町総合計画等特別委員会                                         |
| 1月27日             | 第3回中標津町まちづくり町民会議<br>※将来人口推計結果報告、グループワーク「まちの目指す姿」                 |
| 3月16日             | 第1回(仮称)中標津町第7期総合計画策定会議<br>※第6期中標津町総合発展計画検証結果検討                   |
| 3月23日             | 第2回(仮称)第7期中標津町総合計画等特別委員会                                         |
|                   | 新型コロナウイルス感染症の影響により、7月まで開催中止                                      |
| 7月27日             | 第4回中標津町まちづくり町民会議<br>※前回までの振り返り、今後の進め方                            |
| 8月24日             | 第5回中標津町まちづくり町民会議<br>※将来人口推計課題説明、第6期総合発展計画点検・進捗評価報告、全体討論「まちの目指す姿」 |
| 9月14日             | 第6回中標津町まちづくり町民会議<br>※全体討論「まちの目指す姿」                               |
| 10月 1日            | 第7回中標津町まちづくり町民会議<br>※全体討論「まちの目指す姿」(分野別)                          |

| 日 程                   | 内 容                                                                                              |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 2 年                |                                                                                                  |
| 10 月 15 日             | 第 8 回中標津町まちづくり町民会議<br>※全体討論「まちの目指す姿」(分野別)                                                        |
| 11 月 4 日              | 第 9 回中標津町まちづくり町民会議<br>※全体討論「まちの目指す姿」(分野別)                                                        |
| 11 月 19 日             | 第 10 回中標津町まちづくり町民会議<br>※基本構想検討資料説明                                                               |
| 11 月 24 日             | 第 3 回(仮称)第 7 期中標津町総合計画等特別委員会                                                                     |
| 12 月 10 日～            | 第 2 回中標津町総合発展計画審議会<br>※まちづくり町民会議の基本構想に対する意見説明                                                    |
| 令和 3 年                |                                                                                                  |
| 1 月 18 日～<br>1 月 20 日 | 各課ヒアリング<br>※第 7 期総合計画の施策検討協議                                                                     |
| 2 月 19 日              | 第 4 回(仮称)第 7 期中標津町総合計画等特別委員会                                                                     |
| 2 月 19 日              | 第 11 回中標津町まちづくり町民会議、(仮称)中標津町第 7 期総合計画策定委員会合同会議<br>※基本計画骨子案説明及び意見交換                               |
| 2 月 22 日              | 第 3 回中標津町総合発展計画審議会、(仮称)中標津町第 7 期総合計画策定委員会合同会議<br>※基本計画骨子案説明及び意見交換                                |
| 3 月 23 日              | 第 2 回(仮称)中標津町第 7 期総合計画策定会議<br>※基本構想素案検討                                                          |
| 4 月 9 日               | 第 5 回(仮称)第 7 期中標津町総合計画等特別委員会                                                                     |
| 4 月 14 日              | 第 4 回中標津町総合発展計画審議会、第 12 回中標津町まちづくり町民会議、(仮称)中標津町第 7 期総合計画策定委員会合同会議<br>※基本構想素案説明及び意見交換             |
| 5 月 6 日               | 第 3 回(仮称)中標津町第 7 期総合計画策定会議<br>※基本構想修正案及び前期基本計画素案検討                                               |
| 5 月 13 日              | 第 6 回(仮称)第 7 期中標津町総合計画等特別委員会                                                                     |
| 5 月 31 日              | 第 5 回中標津町総合発展計画審議会(書面会議)<br>第 13 回中標津町まちづくり町民会議(書面会議)<br>※前期基本計画素案意見集約                           |
| 6 月 30 日              | 第 6 回中標津町総合発展計画審議会、第 14 回中標津町まちづくり町民会議、(仮称)中標津町第 7 期総合計画策定委員会合同会議【健康・福祉・子育て分野】<br>※前期基本計画修正案意見交換 |

| 日 程                   | 内 容                                                                                                   |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 3 年                |                                                                                                       |
| 7 月 2 日               | 第 6 回中標津町総合発展計画審議会、第 14 回中標津町まちづくり町民会議、<br>(仮称) 中標津町第 7 期総合計画策定委員会合同会議【経済・産業分野】<br>※前期基本計画修正案意見交換     |
| 7 月 5 日               | 第 6 回中標津町総合発展計画審議会、第 14 回中標津町まちづくり町民会議、<br>(仮称) 中標津町第 7 期総合計画策定委員会合同会議【教育・文化分野】<br>※前期基本計画修正案意見交換     |
| 7 月 6 日               | 第 6 回中標津町総合発展計画審議会、第 14 回中標津町まちづくり町民会議、<br>(仮称) 中標津町第 7 期総合計画策定委員会合同会議【行財政分野】<br>※前期基本計画修正案意見交換       |
| 7 月 7 日               | 第 6 回中標津町総合発展計画審議会、第 14 回中標津町まちづくり町民会議、<br>(仮称) 中標津町第 7 期総合計画策定委員会合同会議【都市基盤・生活環境分野】<br>※前期基本計画修正案意見交換 |
| 7 月 15 日              | 第 4 回（仮称）中標津町第 7 期総合計画策定会議<br>※前期基本計画修正案検討                                                            |
| 7 月 19 日              | 第 7 回（仮称）第 7 期中標津町総合計画等特別委員会                                                                          |
| 7 月 28 日              | 第 7 回中標津町総合発展計画審議会<br>第 15 回中標津町まちづくり町民会議<br>※前期基本計画修正案の説明・決定                                         |
| 7 月 30 日～<br>8 月 25 日 | パブリックコメント                                                                                             |
| 8 月 30 日              | 第 8 回（仮称）第 7 期中標津町総合計画等特別委員会                                                                          |
| 8 月 31 日              | 第 16 回中標津町まちづくり町民会議<br>※パブリックコメント結果報告、基本構想及び前期基本計画の最終確認                                               |
| 9 月 1 日               | 第 8 回中標津町総合発展計画審議会<br>※パブリックコメント結果報告、基本構想及び前期基本計画の最終確認                                                |
| 9 月 3 日               | 中標津町総合発展計画審議会<br>※第 7 期中標津町総合計画の答申                                                                    |
| 9 月 6 日               | 庁内決定                                                                                                  |
| 9 月 28 日              | 議会（臨時）へ提案、可決                                                                                          |

## 9 用語説明

|    | 用 語       | 解 説                                                                                                                                                                     |
|----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ行 | インバウンド    | 外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。                                                                                                                            |
| か行 | 関係人口      | 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。                                                                                                                       |
|    | 景観行政団体    | 景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のこと。中標津町の景観にあった独自の景観形成基準を設けることができる。                                                                                                  |
|    | コントラクター   | 飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調製・運搬・散布作業などを請け負う組織。                                                                                                                                    |
| さ行 | 災害拠点病院    | 災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院。                                                                                                                                               |
|    | サテライトオフィス | 企業や団体の本社・本拠地から離れた場所に設置されたオフィス。惑星を周回する衛星（サテライト）のように存在するオフィスの意から命名された。                                                                                                    |
|    | J-クレジット制度 | 省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO <sub>2</sub> 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO <sub>2</sub> 等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。創出されたクレジットを活用することにより、低炭素投資を促進し、我が国の温室効果ガス排出削減量の拡大につなげる。            |
|    | ジェンダー     | 社会的・文化的につくられる性別のこと。男女の社会的・文化的役割の違いや男女間の関係性を示す。                                                                                                                          |
|    | 実質公債費比率   | 町の借入金の返済額がどのくらいあるのかを示す指標。                                                                                                                                               |
|    | 生涯学習      | 一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習。                                                                       |
|    | 将来負担比率    | 町が将来どのくらいの負担をする必要があるかを示す指標。                                                                                                                                             |
|    | 森林環境譲与税   | 平成 30(2018)年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」（令和 6（2024）年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元（2019）年度から譲与）が創設された。 |

|    | 用 語                  | 解 説                                                                                                                                |
|----|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| さ行 | スマート自治体              | 先端技術の活用により事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する次世代の自治体。                                                                          |
|    | スマート農業               | ロボット技術や情報通信技術（ＩＣＴ）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。                                                                           |
| た行 | 多文化共生                | 国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。                                                                       |
|    | TMRセンター              | 「TMR（Total Mixed Ration）」とは、粗飼料と濃厚飼料、ミネラル・ビタミン等をバランスよく含む混合飼料で、牛の完全食。TMRセンターでは、TMRの生産、調製から配送までを行い、酪農家の労力軽減や、飼料の品質向上による経営の安定に貢献している。 |
|    | 超スマート社会（Society5.0）  | 必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供することにより、様々な社会課題解決と経済成長を両立する社会。                                                                      |
|    | 地域センター病院             | 第二次医療圏の中核医療機関。他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣及び技術援助、医師等を対象とした研修会の開催、無医地区等への巡回診療を行う。                             |
|    | 地域包括ケアシステム           | 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制。                                          |
|    | DX（デジタルトランスフォーメーション） | Dijital Transformatiion の略。「DX」は、Trans を X と省略する英語圏の慣例。テクノロジーやデータを活用することで、ビジネスモデルや自組織の製品・サービスを変革すること。                              |
|    | テレワーク                | telework と表記され、tele（離れた所）と work（働く）の二つの言葉を組み合わせた造語。所属する会社のオフィスから離れたところで働くこと。                                                       |
| な行 | 2050 年カーボンニュートラル     | 2050 年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを目指す考え方。                                                                |
| は行 | パブリックコメント            | 公的な機関が計画などを策定する際に、事前に町民に広く意見などを求める手続き。町民意見募集制度。                                                                                    |

|    | 用 語        | 解 説                                                                                                                      |
|----|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| は行 | 北方四島交流事業   | 領土問題の解決までの間、相互理解の促進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的に、日本国民と北方四島に居住するロシア人との相互交流を行う事業（ビザなし交流など）。                                       |
|    | ホスピタリティ    | 接客・接遇の場面における「おもてなし」。また、もてなされた客人の感謝による、もてなす側との「相互満足」。広義には、社会全体に対してホスピタリティの精神が発揮されることにより、相互満足、助け合い、共創が行われ社会が豊かになることにもつながる。 |
| や行 | ユニバーサルデザイン | 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。                                                                      |
| ら行 | リモートワーク    | remoteworkと表記され、remote（遠隔・遠い）、work（働く）の二つの言葉を組み合わせた造語。社内のコミュニケーションをオンライン上で円滑に行うための情報通信技術（ICT）が活用される。                     |
|    | 6次産業化      | 農林業者（1次産業）が、農産物などの生産物の価値を上げるため、農畜産物・林産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって1次産業を活性化させること。                        |





空とみどりが人をつないでいくまち

**中標津**

～ 住みたいまち 住み続けたいまち ～

## 第7期中標津町総合計画

**前期基本計画**

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

発行：中標津町

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
TEL：0153-73-3111（代表） FAX：0153-73-5333

<http://www.nakashibetsu.jp/>

企画・編集：総務部 企画課 企画調整係